第 6 章 アンチ・ダンピング措置

1. ルールの概観

(1) ルールの背景—アンチ・ダンピン グとは

WTO協定でいう「ダンピング」とは、ある商品の輸出向け販売が、「正常価格」(通常、その商品の輸出国の国内向け販売価格)より安い価格で行われていることを指す。つまり、通常の商取引における単なる廉売はここでいうダンピングには当たらない。そして、そのダンピング輸出によって、輸入国内における競合産業が「損害」を被っていることが輸入国政府の調査により明らかになった場合、その輸入国は自国の産業を救済するためアンチ・ダンピング(AD)措置を採ることができる。

具体的には、ダンピング輸入された産品に対して、輸出国の国内向け販売価格(正常価格)と輸出向け販売価格との差(ダンピング・マージン)を上限とする関税(AD税)を賦課する。これにより、ダンピング価格を正常価格に戻そうとするのである。

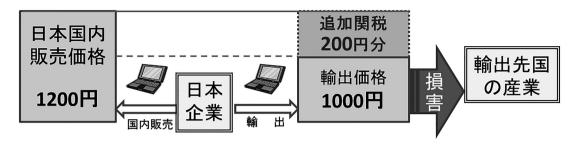
なお、価格比較の際、当該国内向け販売が「通常の商取引」として行われていない場合(例えば、資本関係のある会社に特別な価格で販売されている場合、輸出者が輸出国政府の統制下にある場合など)、あるいは国内での販売量が少ないこと等

により、比較可能な国内販売価格がない場合は、正常価格として第三国への輸出価格又は構成価額が用いられる(AD協定第2.2条)。構成価額とは、原産国における生産費に販売経費、利潤等を加えたものとされている。

AD措置は、最恵国待遇(第Ⅱ部第1章参照)の例外措置の一つであり、その発動には細心の注意が払われるべきである。しかし、国内産業を保護するための手段であるセーフガード措置(第Ⅱ部第8章参照)のように補償を提供することや相手国の対抗措置を受忍することが求められないため、諸外国においては必要な要件を満たしていないにもかかわらず AD調査を開始したり、発動後に必要な要件が満たされなくなったにもかかわらずこれを維持したりするなどの濫用が目立っている。

このように「ダンピング輸入による国内産業の 損害の除去」という本来の限定的な目的を超えた、 AD 措置の保護主義的・輸入制限的な運用に対す る懸念から、ウルグアイ・ラウンド交渉及びドー ハ開発アジェンダ交渉において規律の強化が図ら れたが、これらの AD 措置濫用の懸念は引き続き 多くの国が有している。

¹ この場合の「損害」とは、①国内産業に対する実質的な損害、②国内産業に対する実質的な損害のおそれ、③国内産業の確立の実質的な遅延、の3つのうちいずれかを指す(AD協定第3条)。



(2) 法的規律の概要

①国際ルールの概要

AD についての国際ルールとしては、GATT 第6条にダンピング防止税に関する規定があり、その実施協定として「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」、いわゆる「AD協定」が定められている。AD に関するWTO協定の具体的概要は、以下のとおりである。

(a) GATT 第6条

AD 税に関して、GATT 第6条に次のように定められている。

第6条

- 1 加盟国は、ある国の産品をその正常の価額より低い価額で他国の商業へ導入するダンピングが加盟国の領域における確立された産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり、又は国内産業の確立を実質的に遅延させるときは、そのダンピングを非難すべきものと認める。この条の規定の適用上、ある国から他国へ輸出される産品の価格が次のいずれかの価格より低いときは、その産品は、正常の価額より低い価額で輸入国の商業に導入されるものとみなす。
- (a) 輸出国における消費に向けられる同種の産品 の通常の商取引における比較可能の価格

- (b) 前記の国内価格がない場合には、
 - (i) 第三国に輸出される同種の産品の通常の商 取引における比較可能の最高価格
 - (ii) 原産国における産品の生産費に妥当な販売 経費及び利潤を加えたもの
 - 販売条件の差異、課税上の差異及び価格の比較 に影響を及ぼすその他の差異に対しては、それ ぞれの場合について妥当な考慮を払わなけれ ばならない。
- 2 加盟国は、ダンピングを相殺し又は防止する ため、ダンピングされた産品に対し、その産品 に関するダンピングの限度を超えない金額のダ ンピング防止税を課することができる。この条 の適用上、ダンピングの限度とは、1の規定に従っ て決定される価格差をいう。

(b) AD 協定

この協定はケネディ・ラウンド妥結時に制定 (1967年調印・1968年発効) され、東京ラウンド での改正 (1979年作成・1980年発効) 及びウルグ アイ・ラウンドでの改正 (1994年作成・1995年発効) を経て現在に至っている。現行 AD 協定は AD 調査開始申請から措置の発動までを以下のとおり定めている。

AD 税賦課申請

- ○申請は国内産業を適切に代表していること(申請に賛同する国内生産者の生産高が、国内総生産高の 25%以上で、反対する国内生産者の生産高を上回っていること)
- ○ダンピング輸入の事実及び損害等の事実についての証拠の提供

調査開始決定

原則

1年以内

(最長

18

か月

○ダンピングの認定(「輸出価格」と「正常価額(国内販売価格、第三国輸出価格又は構成価額)」を比較する)○損害の事実(ダンピング輸入品の輸入数量、価格の推移、国内価格に及ぼす影響、国内産業の損害の状況)○因果関係(損害とダンピング輸入の因果関係、ダンピング以外による損害要因の検討)

仮決定 ---- 暫定措置

○以下の条件をすべて満たす場合、暫定措置を発動できる

- ・適切な調査開始と公告、利害関係者の情報提供・意見表明のための十分な機会の設定
- ・ダンピング及び損害についての仮決定
- ・暫定措置の必要性の認定
- ・調査開始から60目が経過
- ・最長4か月(但し輸出者の申出により6か月。また最終決定でダンピング・マージン以下の 税率適用を検討する場合、6か月及び9か月)

重要事実の開示

○当局は、検討の対象となっている重要事実であって、確定的な措置をとるかとらないかを決定するための基礎とするものを利害関係者に通知

価格約束

○仮決定後、輸出者と価格約束を行うことができ、これにより調査は停止/中断できる

最 終 決 定

- ○当局は以下の事項を決定し、公告する
 - ・AD 税賦課の判断、AD 税の額
 - ・当該判断の基礎となった理由及び事実(損害、ダンピング・マージン)
 - ・利害関係人の意見に対する回答

参 考 他国の AD 調査手続に対応する際の留意点について

1. はじめに

AD調査開始から最終決定までは原則として1年以内(AD協定第5.10条)と期限が設けられている。1年間という期間は長期間のようにも思われるが、調査対象となった輸出者/輸出国における生産者等(以下「調査対象企業」)の行うべき作業は多く、実際上、調査対象企業に時間的な余裕がないことも多い。そこで、我が国企業が外国によるAD調査の対象となった場合に、どのような対応を取るべきかの判断に資するため、手続の段階に即して以下概説する。

なお、WTO 加盟国は国際法上 AD 協定の定める 義務・手続を遵守して AD 調査を行う必要があるも のの、他方で、AD 措置・調査は、基本的には、各 国の国内法に基づいて行われる国内法上の手続・措置である。そのため、AD調査に対応する際には、 当該国の国内法の知識が必要であることから、現地 の弁護士に代理や助言を依頼することがある。

また、本コラムにおいては、他国のAD調査手続における輸出者/輸出国における生産者としての留意点を記述する。AD調査における基本的な流れは、AD協定に基づくものであるが、各国国内法において、より詳細な手続等を定めている場合は当該国内法に従うことに留意されたい。

2. 調査対象企業の対応全般について

AD協定上、調査当局は、調査対象企業をはじめ とする利害関係人から、質問状や現地調査などを通 第6章

| アンチ・タンヒンク措置

じて必要な情報を収集するとともに、利害関係人に は、自らの利益を擁護するため証拠の提出及び意見 の表明をする機会が与えられる。利害関係人の防御 に関しては、AD協定上の通則的な規律として、利 害関係人に対し、調査当局が必要とする情報に関す る事前の通知と証拠提出の機会(AD協定第6.1条)、 自己の利益擁護のための機会(AD協定第62条)、 調査当局の保有する情報の閲覧及び自らの主張準備 の機会(AD協定第6.4条)を与えることが規定さ れている。AD措置は、調査対象産品の取引を実際 に行っている利害関係者(調査実施国の国内産業や 調査対象企業等)の有する情報(当該企業に関する 一般的情報、輸出取引及び国内販売取引に関する情 報等) に基づいて行われるため、まず調査対象企業 による対応が調査対応の基本となるところであり、 調査対象企業は、これらの規定を活用して、AD調 査・措置に対して自らの利益を防御するために積極 的に主張・立証を行うことができる。ただし、調査 対象企業は調査に応じる義務はなく、調査対応にか かる費用・負担を考慮して調査対応をしないという 選択も可能であることに留意すべきである。もっと も、その場合には、後に詳述するとおり、ファクツ・ アヴェイラブルを用いた認定がされる等の不利益を 受ける可能性がある。調査対象企業としては、この ような不利益と調査対応の負担・費用を考慮して、 AD 調査に応じるか、また応じるとしてどの程度ま で対応するかを決めているものと思われる。

調査過程で主張・立証を行っていくに当たっては、AD調査は、調査実施国の国内法上の手続であるが、同時にWTO加盟国はAD協定の定めに従って調査を行う義務を負っていることから、調査当局の手続や決定内容が、国内法のみならず、AD協定に違反するとの主張も有効であることがあり、調査手続過程でもそのような観点からの主張が可能かどうかを検討することが考えられてよい。特に、後にWTOの紛争解決手続での解決を日本政府に依頼することを考えるならば、そうした問題点の立証を容易にするという観点から調査手続における対応の仕方を工夫することが考えられる(詳しくは、「下記4(2)

WTO 紛争解決手続の活用 | を参照。)。

また、我が国の調査対象企業が複数である場合、調査実施国の国内産業に対する損害及び因果関係の要件は、企業ごとに計算されるダンピング・マージンとは異なり、我が国からの輸出全体について検討・認定されるため、たとえばダンピング輸出以外の事象が国内産業の損害の真の原因であるといった主張を行う場合、企業毎に主張が食い違っていると主張の有効性を損なうことに注意が必要である。

3. 手続の段階ごとの対応について

(1) 調査開始決定前

AD調査は、国内産業から調査当局に対して調査開始申請がされることによって開始されるのが通常である(AD協定第5.1条)。調査開始申請のためには、ダンピング、損害及び因果関係に関する証拠を添付した申請書を提出する必要がある(AD協定第5.2条)。申請書を受領した調査当局は、調査開始を正当とする十分な証拠があるかどうかを検討し、調査開始の可否を決定する(AD協定第5.3条)。

調査開始が決定されるまで調査当局が申請書受理の有無や調査開始の可否等を公表することは許されないが(AD協定5.5条)、決定前に調査開始申請がなされたとの情報が流れる場合もあるため、日頃から、このような情報の入手に努める企業もある。

(2) 調査開始決定後

調査開始が決定されるとその旨公告が行われ (ウェブサイトに掲載されることも多い。)、また輸 出国政府(通常は輸入国に駐在する大使館)や調査 当局に知られている輸出者/生産者、輸入者等の利 害関係者に通知されることになり、この段階から調 査対象企業の調査対応が公式に始まる。調査開始決 定直後に行うべき作業は、典型的には以下のような ものがある。

① 申請書及び添付証拠の内容の吟味・検討

上記のとおり、申請書には、AD課税要件に関する説明がなされるとともに、証拠が添付されている。 そのため、調査対象企業は、受領した申請書及び証 拠の内容を吟味することによって、申請の内容及び 根拠を知ることができ、かつ、必要に応じて反論す ることが可能になる。

② 調査対象産品の範囲を確認

調査対象産品については、調査開始公告及び申請 書を参照することにより、その範囲を知ることがで き、それに伴って同種の産品とされる国内産品の範 囲も判明する。調査対象企業としては、まずどの製 品が調査対象とされているのかを正確に把握し、そ の製品に関する基本情報を収集する必要がある。特 に、その後の調査対応に際しては、調査対象製品の 輸出価格、輸出量、輸入国における市場シェア等の 動向は重要な情報となる。

調査対象産品の範囲に誤りがある場合もしばしば 見受けられる(例:調査対象産品に含まれないはず のHSコード(関税分類)が調査対象産品のコード として含まれている場合)。仮にそのような誤りが ある場合は、調査当局に早期に指摘し、本来調査対 象の範囲に含まれない製品の除外等を求めていくこ とが重要である。

日本からの輸出の場合、輸入国の国内産業では製造できないような高性能・高付加価値の製品を輸出していることも多く、国内産業と競合しないため、仮にダンピングの事実を認定されたとしても、国内産業に損害を生じさせていないことがある。そのような場合には、国内産品との競合がないことを示す証拠を提出して、当該製品を調査対象産品の範囲から除外するよう求めることがしばしば行われる。さらに、調査対象産品の範囲が広い場合には、相互に競争関係にない製品カテゴリーが含まれることもある。そのような場合には、例えば、相互に競争関係にある製品カテゴリーごとに国内産業の損害の有無を認定するなど、損害認定の際に製品間の競争関係を踏まえた分析をするよう求めるべきかを検討することも重要である。

すなわち、調査対象産品に関連する主張としては、 まずは、①調査開始公告及び申請書を確認し、調査 対象産品が何かを確認し、範囲が不明確である場合 には早期に指摘を行う。また、調査対象産品に含ま れているものの、輸入国の国内産業では製造できないような高性能・高付加価値の製品を輸出している場合には、②調査対象産品からの除外を求めること(ただし、調査対象産品の範囲については、当局に広い裁量が認められる)や③WTOのDSで示された先例に従い、損害認定の際に、製品間の競争関係を踏まえた分析を行うこと(詳細は、本章末尾コラム「鉄鋼業界等における過剰供給問題」の「5.国際ルール上の問題・取組(1)AD・SG等の濫用)」参照)が考えられる。

(3) 質問状に対する回答・現地調査

① 質問状に対する回答

調査開始決定後、調査当局からダンピングや損害の認定のために調査対象企業等へ質問状が送付され、調査対象企業は、これに回答することとなる(AD協定第6.1条参照)。調査対象企業が指定された期限(原則、質問書受領から少なくとも30日以上(AD協定第6.1.1条))までに回答しない場合には、下記に示すように、当局にファクツ・アヴェイラブル(facts available)に基づいて認定されるリスクがある。回答期限については、延長申請が可能であり、その申請には妥当な考慮が払われるとされ、理由が示される場合には可能な限り認められるべきとされている。

AD調査は、一般に、「ダンピング調査」と「損害調査」に大別される(図表 II - 6 - 2 参照)。ダンピング調査では関係会社を含む会社の組織構成や調査対象製品の特性等の一般的事項のほか、個々の取引に関する詳細なデータ、生産コスト及び関連費用等が、損害調査では上記一般的事項のほか、生産能力・在庫・生産量・輸出量・平均輸出価格等の経営及び財務等に関する情報が調査の対象となる。ダンピング調査については過去1年分、損害調査についてはダンピング調査の1年分を含めた過去3年分が質問の対象(調査期間)となる場合が多い。

以上のような質問事項のうち、どの範囲の質問に 回答するかは、基本的には調査対象企業が調査対応 に伴うコストと利益を考量して決めるべき問題であ

る。この点、特にダンピング調査における質問に回 答するには、取引先等も含め膨大なデータの調査・ 収集・検証が必要となること、企業の管理項目とは 異なる分類でのデータ提出を求められる場合がある ことなどから、作業負担が大きい。また、ダンピン グ・マージン算定のためには、製品の生産・販売に 係る費用のデータ等、企業にとって機密性の高い情 報も調査当局に提出せざるを得ない場合がある。他 方、仮に調査対象企業が質問に対応しない場合(回 答内容が不十分な場合、一部の質問にしか回答して いない場合、ダンピング又は損害の一方のみに回答 した場合を含む。) には、AD協定第6.8条に基づき 回答のない部分についてファクツ・アヴェイラブル (下記1.(5)①参照)が用いられる結果、例えば、 国内産業の主張(申請書に記載のデータ等)がその まま用いられるなどして、内容によっては調査対象 企業が不利益な認定を受けるおそれがある(なお、 ファクツ・アヴェイラブルを使用できるのは、上記 の意味で回答のない部分に限られる。)。企業として は、このような利害得失を考慮した上で、調査対象 産品の重要性等も踏まえて対応する範囲を決めなけ ればならない。

また、昨今の各国の調査実務においては、ダンピ ング調査の際に、サンプリング調査(AD協定6.10条) を用いる例がしばしば見受けられる。そもそもダン ピング・マージンの認定は、各企業に対して個別に 決定するのが原則(AD協定6.10条前段)であるため、 その例外であるサンプリング調査は、「関係する輸 出者、生産者、輸入者又は産品の種類がその決定(注: ダンピングマージンの個別の決定)を行うことが実 行可能でないほど多い場合 | にのみ、例外的にサン プリング調査ができると定めている(AD協定6.10 条後段)。また、仮にサンプリング調査の対象から 外れた企業であっても、必要な情報(主に質問状に 記載されている内容を指す)を検討のための期限内 に提供した場合には、個別のダンピング・マージン が認定される (AD協定 6.10.2 条前段)。(ただし、 ダンピングの価格差を個別に検討することが、調査 当局にとって不当な負担となり、かつ、調査を期間 内に完結することを妨げるほど、輸出者又は生産者の数が多い場合は、個別のダンピング・マージンの認定が認められないとされている(AD協定 6.10.2条前段))。それにもかかわらず、AD協定不整合と思われるサンプリング調査の実施が散見される(詳細は、第 I 部第 1 章中国「アンチ・ダンピング(AD)措置・相殺措置」の実施状況参照)ため、サンプリング調査に瑕疵があり、かつ、調査対象企業に不利益が生じる可能性があると考える場合には、早い時期に調査当局に意見を提出する必要がある。

② 現地調査

調査当局は、質問状の回答などで提供された情報 の確認及び更に詳細な情報の入手を目的として、質 間状に回答した調査対象企業の本社や工場等の現地 調査を行うことができる(AD協定第6.7条)。国ご とに運用の違いはあるものの、現地調査では、現地 調査が必要と考える企業に対し、数名の調査官が1 社当たり数日かけて、企業の帳簿や個々の伝票等を 調査・閲覧して、質問状の回答として提出された販 売・コストデータ等の完全性・正確性等を検証する。 現地調査では、通常は複数の事業拠点で保管してい る膨大な帳票類を現地調査が行われる本社等に集め たり、企業の具体的な販売関連情報や財務、会計シ ステムなどを通訳を介して説明したりする必要があ り、対応に伴う負担は相当なものになるが、これに 対応しない場合は、回答の正確性等が検証されない ため、ファクツ・アヴェイラブルが適用されて、不 利な認定を受けるおそれがある。なお、現地調査を 仮決定の前又は後のいずれで行うかは、国によって 運用が異なる。

そのほか、多くの国が公聴会と呼ばれる手続を開催している(AD協定第62条参照)。公聴会では、調査対象企業及び国内産業のほかに、輸入国内のユーザー産業にも参加が許される場合も多く、AD課税の要件に関する事実(製品の代替可能性等)や AD措置を課した場合の影響(輸出が滞ることによって輸入国内で原材料の調達が困難になる等)等につき互いに意見を表明する機会が与えられる。ただし、AD協定上、課税の判断に当たり、ユーザーの意見を考

慮することは義務付けられていない。また、公聴会は、調査当局の担当者の在席の下に手続が行われるため、参加者に対する質問等から、調査当局がどのような点に問題意識を有しているか知り得る貴重な機会ともなる。現地調査と同じく、いかなるタイミングで公聴会を行うかは、各国の運用にばらつきがある。

(4) 仮決定

AD協定上、調査当局は、仮決定を行うことを義務付けられているわけではないが、仮決定を行い、利害関係人に反論の機会を与える運用を行っている国も多い。仮決定を行う場合、調査当局は、同決定を公告しなければならない(AD協定第122及び第1221条)。

仮決定は、調査開始後、初めて、AD課税の要件に関する調査当局の判断が公にされる場面であり、非常に重要である。調査対象企業としては、仮決定の内容を分析し、不合理な認定がないかどうか、特に調査実施国の国内法又はAD協定に不整合な点がないかどうかを吟味した上、反論書面を提出する機会が与えられる。

なお、仮決定でクロ(ダンピング、損害及び因果関係がいずれもあると認定されること)認定が行われる場合には、調査当局は、暫定措置(暫定的にAD税を賦課する又は相当額の保証金の供託を求めること)を採り、課税を開始することができる(AD協定第7.1条(ii))。

(5) 重要事実開示及び最終決定

調査当局は、最終決定を行う前に、最終決定の基礎を成す重要な事実を開示し、利害関係人に反論の機会を与えなければならない(AD協定第62条及び第6.9条)。開示された重要事実は、最終決定でもそのまま用いられることが想定されており、この機会が利害関係人にとって最後の反論の機会になる。特に、仮決定から認定が変更された部分、仮決定で反論した部分などについては、AD協定に不整合な変更がなされていないか、利害関係人からの反論に対して不合理な認定を行っていないか注意すべきで

あろう。

調査当局は、このような重要事実開示及び利害関係人による反論を経た上で、最終決定を行う。仮決定同様、最終決定も公告する必要がある(AD協定第122条及び第1222条)。クロ決定の場合は、調査対象企業は、最終決定の内容を分析・検討し、輸入国内の司法上の手続を通じて更に争うか、あるいはWTO紛争解決手続の活用を政府に対して求めていくか等を最終的に検討することとなる。

4. 政府の調査対応への関与について

以上述べてきたとおり、AD調査には、調査対象企業が中心となって対応することとなるが、輸出国政府も、AD調査又は措置がAD協定に照らし企業の権利保護が不十分であると考える場合には、自国企業又は産業界の利益保護、通商ルールの履行確保などの観点から、調査対象企業による調査対応を支援する場合がある。

(1) 調査手続中の支援

調査手続中には、政府が利害関係人として意見書を提出したり、大使館員等の政府関係者が公聴会等に出席したりして、輸出対象企業の主張を支持する意見を述べることが可能である(AD協定第6.11(ii)条参照)。また、年に2回ジュネーブで行われるWTO・AD委員会では、主にWTOルール上の観点から、各国の調査について、WTO協定上の問題点を指摘する等の対応も行っている。

この点に関しては、AD課税措置は、WTO協定上認められている政策措置であり、協定上の要件を満たしている限り、WTO加盟国は利用可能である点に留意する必要がある。そのため、輸出国政府が具体的にどのような支援措置をとることができるかは、調査当局の措置のAD協定整合性を踏まえて決定される。

(2) WTO 紛争解決手続の活用

AD 税が賦課された後(又は暫定課税がなされた 後)は、WTO 紛争解決手続(第Ⅱ部第17章参照) において措置及び手続の協定整合性を争うことが可能である。同手続の活用を考える場合、調査対象企業としては、以下の点に留意する必要がある。

① AD 措置をWTO 紛争解決手続で争う場合には、パネル及び上級委の判断基準に関し、AD 協定上、特別な規律が適用される。

第一に、パネル及び上級委は、調査手続中に提出された証拠しか用いることができず、紛争解決手続段階で初めて提出された証拠に依拠して AD 措置が協定不整合であると判断することはできない (AD 協定第17.5 (ii) 条)。第二に、パネル及び上級委は、調査当局の事実認定及び要件判断を前提に、それが適切であったかどうかという観点から検討する (AD 協定第17.6 (i) 条)。以上二つの制約は、WTO 紛争解決手続において AD 課税措置が協定不整合と判断されるには、調査手続中に調査当局に提示された証拠及び事実関係に照らして、調査当局の判断が不合理といえる必要があるということを意味する。WTO 紛争解決手続の活用に当たっても、このような観点から協定不整合といえるかどうかが検討される。

そのため、WTO 紛争解決手続の利用も視野に入れている場合には、調査対象企業としても、調査手続中から、上記の制約を踏まえて、調査対応する必要がある。具体的には、重要な証拠は必ず調査手続で提出されていなければならない。また、調査記録

に残るように、必要な主張はすべて書面で明確に主張されている必要がある。WTO 先例上、質問状等において提供が求められる情報だけが必ずしも重要とは限らないことから、調査対象企業としては、上記3で説明した様々な機会をとらえ、自発的に必要な証拠を提出していくことも検討すべきである。たとえば、調査対象産品と同種の国産品との間の競争関係についての情報を当局が積極的に収集していないような場合でも、そのような証拠が損害・因果関係の認定において重要であることを示した先例があること等に留意すべきである。

② WTO 紛争解決手続は政府が行う手続であることから、WTO 紛争解決手続を活用できる可能性が高い案件については、調査手続中から、経済産業省をはじめ政府との連携が重要となる。具体的には、調査初期の段階から、調査当局の決定書や証拠等の関連文書を共有するとともに、調査・認定の法的問題点や対応方針等について随時情報交換しながら、紛争解決手続を見据えて調査対応していくことが有用と考えられる。

政府がWTO 紛争解決手続の利用を検討する場合には、個別企業の利益に加えて、当該製品を輸出する産業界全体の利益も考慮する必要があることから、WTO 紛争解決手続の活用に当たっては、当該産業界全体の支援があることが望ましい。

② WTO/AD 委員会

WTOでは、AD措置に関して議論する場として、年2回 AD委員会が開催されている。そこでは、各国の AD実施法が協定整合的であるかを明らかにするための法制審査、各国の AD措置についての報告等、AD に関する様々な問題の検討が行われる。

さらに、AD委員会の下には、特定の論点について協議を行う場が臨時に2つ設けられている。1つは迂回防止非公式会合であり、これは、ウルグアイ・ラウンド交渉において結論が出ず、AD委員会に付託されることとなった迂回問題(下記3参

照)について議論を行う場である。もう1つは実施会合で、協定上解釈が曖昧になるおそれのある部分について各国調査当局間の運用の統一を図るための議論を行う場である。(ただし、最近は、各国のプラクティスの共有という側面が強くなっており、各国の調査当局によって、活発な議論が行われている。)我が国は、このような場を通じ各国の国内法令が適切に整備・運用されているかに注意を払い、仮に協定整合的でない法令の制定や運用があった場合は、速やかに AD 委員会をはじめとする WTO の場で指摘を行い、是正を求めている。

また、我が国としては、GATT 第6条、AD協

定等に反している不当な AD 措置については、国際ルールに基づき、WTO の場で解決を図っていくべきであり、二国間協議で問題が解決しない場合には、パネル・上級委員会を通じて問題を解決していくことが必要であると考える。

③迂回問題

AD 措置に関する「迂回 (Circumvention)」とは、一般的に、AD 税賦課命令の対象となるべき産品につき、これに対する課税を免れるために、賦課命令が示す課税範囲から「形式的」には外れるようにするものの「実質的」には賦課命令前と同等の商業活動を維持するような状況を指す。しかしながら、GATT/WTO 協定上は、その定義は未確定である。

AD 委員会の迂回防止非公式会合(年2回開催) において、これまで迂回の定義等について議論が なされてきたが、何ら結論には至っていない。こ れに並行して、ドーハ開発アジェンダのルール交 渉会合(下記(3)参照)においても迂回について議 論されており、米国等から迂回防止に関する提案 が出され、2007年11月に公表されたルール交渉 グループ議長テキストには、迂回防止規定も盛り 込まれたが、2008年12月及び2011年4月に公表 された同議長テキストでは項目名のみで条文案は 盛り込まれなかった。迂回に関しては、加盟国間 で意見の相違があり、AD協定における規律の必 要性の有無や内容について、現在まで合意に至っ ていない。なお、現在、迂回防止非公式会合は、 委員会開催前の特定の期限までに加盟国からの書 面でのリクエストがなかった場合には、開催され ない運用となっている。

(3) ドーハ開発アジェンダにおける AD 協定改正交渉の進捗状況

①議論の背景

現行 AD 協定は、1994 年に終結したウルグアイ・ ラウンド交渉において改正されたものである(上 記(2)①(b)参照)。しかし、AD 措置の発動件 数、発動国とも増大する中で、現行ルールの解釈 や適用方法等に大きな差異が生じ、安易な措置の 濫用が見られるようになってきた。AD 措置の濫 用は、ラウンド交渉による市場アクセスの改善の 効果(関税及び非関税障壁の撤廃・削減)を無に しかねないものである。とりわけ、開発途上国か らの輸入品を AD 措置の対象とすることによって 開発途上国の経済発展が阻害されることは大きな 問題であるが、開発途上国同士で AD 措置を発動 し合うという傾向も見られた。

このような問題意識から、我が国は、自由貿易体制を維持し世界経済の発展を促進するためには、AD措置の濫用防止に向けた AD 規律の強化を行うことが必要であると考え、我が国と同様の考えを持つ多くの国々とともに、新ラウンドにおける AD 協定改正のための交渉の実現を求めてきた。特に、2000 年 10 月には、我が国は、AD 規律強化を重視するグループ(AD フレンズ:後記③(a)参照)を立ち上げ、AD 協定改正交渉を強く支持した。AD 措置の発動が政治的に重要な事項となっている米国が規律強化に強く反対したが、協議が重ねられた結果、米国の立場にも配慮するべく若干の調整を行った上で、最終的には、ドーハ閣僚会議の閣僚宣言に明示的に AD 協定改正交渉を行うことを盛り込むこととなった。

②交渉の主な経緯

(a) 第1回交渉会合から議長テキスト発出までの 動き(2002年3月~2007年11月)

ドーハ閣僚会議以降、貿易交渉委員会の下に設けられたルール交渉グループ(AD、補助金・相殺関税措置、地域貿易協定の交渉を所掌)では、2002年3月の初回会合以来、断続的に交渉会合が開催されてきた(2011年3月末までに55回開催)。我が国を含む AD フレンズ (下記③ (a)参照)は、AD 協定の規律強化を行うべき論点を提示するとともに、改正内容を明示した詳細提案を順次提出するなど交渉をリードした。2005年4月からは、全体会合に加え、交渉を加速する一手段として、

ルール交渉グループ議長(以下「ルール議長」という)のイニシアティブにより、10数か国程度の少数国会合が開催された。2005年9月会合からは個別項目ごとに「議長の友(ファシリテーター)」が指名され、2006年3月会合からはルール議長自らが議題設定を行い、ファシリテーターがメモを作成するなど、議論の更なる進展が図られた。

そして、2005年の香港閣僚会合では、他の交渉 分野の議論の進展を踏まえつつ、議長に包括的な 改正条文案(議長テキスト)を提示する権限を付 与することを確認した。

(b) ルール議長テキスト発出を巡る動き (2007年 11月~2008年5月)

2007年11月末に、利害対立する様々な論点についてルール議長自らの考えで妥協案を提示した「議長テキスト」が公表された。AD分野については、2006年のサンセット・レビューに関する我が国の提案²を踏まえ、一定の規律強化³が盛り込まれるなど一部方向性が評価されるものもあったものの、これらについても更なる規律強化が必要であった⁴。また、2006年4月の交渉会合において我が国が主張し、大多数の加盟国が支持したゼロイング方式の全面的な禁止については、2007年7月に米国が全面的に容認する内容の提案を行い、議長テキストにはゼロイング方式を容認する規定⁵が入るに至った。このように、議長テキストは、全体としてバランスを逸しており、強く懸

念をせざるを得ない内容となっていた。

その後、2007年12月の交渉会合において我が 国は、ブラジル、中国、インド等の20か国と共同 で、議長テキストにおいてゼロイング方式が容認 され、バランスを失していることに対する強い懸 念を表明する共同声明を発出した。また、2008年 1月の交渉会合においても、我が国をはじめ中国、 インドなど20か国が共同提案国としてゼロイング 方式を全面的に禁止する代替案を提示した。大多 数の加盟国がこれに替同するとともに、議長テキ ストの内容は受け入れられないと主張した。さら に、サンセット・レビューについても、2008年3 月の交渉会合において、我が国は更なる規律強化⁶ を提案した。我が国を始めとする多くの国は、そ の後も引き続き、ゼロイング方式の禁止、サンセッ ト・レビューの規律強化など交渉の状況を反映さ せた「改訂議長テキスト」の発出を強く求めた。

(c) ルール議長作業文書発出を巡る動き (2008 年 5 月~7月)

各国から改訂議長テキストの早期発出の要望が強まる中、2008年5月、ルール議長から、改訂テキストではなく「議長作業文書」が公表された。議長は、当該文書のカバーレターにおいて、2007年11月の議長テキストを改訂する固い意志を引き続き有しているものの、改訂を行うだけの十分な土台がないため、「中間的なもの」として議長作業文書を発出することとした旨を説明した。議

² 提案は①サンセット・レビュー(「サンセット」(AD措置の失効)の可否を判断するための調査)は5年経過前に終了させる、AD税賦課開始日からX年経過後(Xは任意の数字)はいかなる場合でも措置を撤廃する、②ダンピングの継続・再発の判断は個別企業ごとに行う、③調査当局の職権でのサンセット・レビューを禁止する等を内容とする。

³ ①AD措置について、当初の5年を超えて課税期間が延長された場合であっても、AD税賦課開始日から10年間で失効する、②サンセット・レビューにおいて調査開始時と同等の申請適格規定(AD協定第5.4条)を適用する、③調査当局が職権でサンセット・レビューを開始することを例外とするなど。

⁴ ①措置失効後2年以内に調査当局が調査を開始した場合は、入手可能な最善の情報(AD協定第6.8条、附属書Ⅱ)に基づく暫定措置の適用による迅速な対応が可能となる、②既存の措置については、継続年数にかかわらず新しい協定が発効した日に措置が開始されたものとみなされ、その時点から更に最長10年間措置が継続され得るなど、規律を弱める規定も含まれていた。

⁵ 初回調査において加重平均に基づいて定められた正常価額と加重平均に基づいて定められた輸出取引の価格を比較する 方式のみゼロイングが禁止され、初回調査において個々の正常価額と個々の輸出取引の価格を比較する方式や、加重平 均に基づいて定められた正常価額と個々の輸出取引の価格を比較する方式、また定期見直しではゼロイングを容認する

⁶ ①AD措置は賦課開始日から8年間で失効すること、②サンセット・レビューの調査手続の規律を強化すること、③5 年以上継続しているAD措置については、経過措置により適切なタイミングで失効すること等である。というもの。

長作業文書は、議長テキスト発出以降の交渉を概括し、議長テキストの各論点についての各国の反応及び各国の提案条文を記したものであった。

議長作業文書発出を受けて、我が国は、経済産業大臣が、条文が何ら改訂されていないことに失望し、引き続き改訂議長テキストの早期発出を促す旨表明した。また、2008年7月には、ADフレンズや中国等19ヵ国とともに上記大臣談話に沿った内容の共同声明を発出した。

(d) 改訂議長テキスト発出からルール議長の交代 までの動き (2008 年 12 月~ 2010 年 5 月)

議長作業文書公表以降、ルール交渉会合は開催されず、各国からは早期の改訂議長テキスト発出及び交渉の再開を求める声が強まった。その後、2008年12月末に「ルール改訂議長テキスト」が公表された。改訂議長テキストでは、各国の立場にある程度収れんが見られた点については、条文改正案が提示されたものの、各国の見解が対立する「ゼロイング」や「サンセット」など12項目についての条文改正案は盛り込まれず、ブラケット(テキスト上で各国間の意見の相違が明らかな論点や文言に付されている記号で、[]で表されている)に各国の見解とともに項目名のみが記載されるにとどまった。

改訂議長テキスト発出を受けて、我が国は、経済産業大臣が、改訂議長テキストの発出はルール交渉を再開させるとともにドーハ開発アジェンダ交渉の早期妥結に向けて議論を前進させる一歩であるが、多くの重要な論点が残されており、ルール分野において十分規律強化された最終成果を得るべく交渉に全力を傾ける旨を表明した。

2009年5月以降の交渉会合では、改訂議長テキストに基づき、①項目名のみ記載されたブラケットの論点、②条文改正案が提示された論点、③改訂議長テキストに反映されなかった論点につき並行的に議論を行なった。2009年12月の交渉会合までに、条文改正案が提示された論点については全て一読を終了し、ブラケットの論点についても、

2010年3月の交渉会合において一読を終了した。

(e) ルール議長の交代及び議長テキスト発出以降 の動き(2010年5月~2014年11月)

2010年5月、ルール議長が退任し、同年7月に新しいルール議長が就任した。同年11月より、毎月、15か国~20か国程度の少数国交渉会合が開催され、改訂議長テキストに基づいてブラケットの論点及び条文化された論点について積極的な議論が行われ、2011年3月の交渉会合において議長テキストの一読を終了した。

しかし、新たなルール議長の下での初めてのテキスト一読であること、また、農業・非農産品市場アクセス (NAMA) 等他分野における交渉の進捗とも関係することから、各国とも主要な論点について、これまでのスタンスを大きく変更することはなく、前ルール議長の下で行われた改訂議長テキストの一読時と同様の技術的な議論となった。そのため、議論の結果を踏まえて、2011年4月下旬にルール議長より新たな議長テキストが示されたものの、ブラケットの論点及び条文化された論点どちらについても、前の改訂議長テキストから特に大きな進展は見られなかった。

なお、2012年2月末のルール交渉グループ公式会合において、新たなルール議長が選任された。また、2011年4月の議長テキスト発出以降、ドーハ開発アジェンダ交渉全体の進展との関係から交渉会合そのものは開催されていないが、交渉が再開された際に速やかに対応できるよう、関心のある国がAD調査実務に関する技術的な意見交換を行う専門家会合が2012年に3回、2013年及び2014年に2回開催された。

(f) ダボス WTO 非公式閣僚会合~第 10 回 WTO 閣僚会議 (MC10) (2014年11月~2015年12月)

2014年11月の一般理事会で、2015年7月末までにポスト・バリ作業計画を策定する旨が決定されたことを受け、2015年1月にスイス・ダボスで開催されたスイス主催WTO非公式閣僚会合では、

上記作業計画策定に向けた交渉の進め方が議論され、議論を加速させていくことで一致した。我が国は、ルール交渉について、AD規律強化に向けた議論の継続及び交渉の目標を7月の作業計画に組み込み、最終的には12月に開催されるMC10でAD規律強化に関する交渉成果を得ることを目指した。

まずは、ADフレンズとともに、4月に、AD交渉の今後の進め方について、まず透明性・適正手続関連論点に焦点を当て具体的議論を再開することを提案し、また、作業計画策定において考慮されるべき具体的内容として、6月には、2011年議長テキストの条文化された論点(un-bracketed issues)のうち、透明性・適正手続に関連するものを①WTO加盟国間の透明性、②AD調査手続の透明性、③適正手続の3要素に分類して、さらに、7月には、透明性・適正手続以外の論点を、それぞれ提案した。我が国は、これらの提案を通じてルール交渉の議論の活性化に貢献したものの、他分野の主要論点について議論が進展しなかったことから、7月末のポスト・バリ作業計画の策定自体が実現しなかった。

その後交渉全体の対象が縮小化していく中でも、ルールを含む複数分野の「透明性」を MC10 の成果とし得る可能性は依然残っていたため、我が国は、10 月に再度、実現可能性を配慮して、ルール交渉の対象として透明性及び適正手続に関する論点をさらに絞り込んで提案した。

最終的に、12月のケニア・ナイロビでの MC10 において、他分野の交渉の進展状況による影響もあり、閣僚宣言においてルール分野に関する具体的な言及は残せなかったものの、我が国は、各ルール交渉会合や提案ペーパーを通じ、AD の調査手続の透明性及び適正手続の重要性を訴え続けた結果、多くの加盟国からこれに賛同し協調する動きがみられ、今後もドーハラウンドの文脈であるか否かにかかわらず AD 規律強化に関する議論が継続されることが期待される。

- ③ルール交渉における主要国の立場
- (a) AD フレンズ (我が国、ブラジル、チリ、韓国、 ノルウェー、スイス、コロンビア、コスタリカ、 香港、イスラエル、メキシコ、シンガポール、 タイ、トルコ、台湾の計 15 か国・地域)

AD 措置の濫用防止のために AD 規律の強化・ 明確化を目的とする国々のグループ。専ら自国の 輸出産業が AD 措置のターゲットとなっている輸 出国側の立場が強い国(香港、ノルウェー等)か ら、自らも AD 措置発動を増加させつつある穏健 な AD 発動国(ブラジル等)まで幅広く含む。我 が国は、AD フレンズのリーダーとして AD 交渉 に積極的に参加している。これまでの交渉会合に おいて、ADフレンズとして、ゼロイング方式の 全面的禁止や「レッサー・デューティー・ルール」 (AD 税の税率を必要最低限に抑えること) の導入 を提案したほか、ADフレンズのうち一部の国を 除くものの、自動サンセット(一定期間の経過に 伴う自動的な課税措置の失効)の導入や調査開始 要件の明確化等の規律強化についても共同して提 案している。但し、MC10に際しては、最近の主 要な AD 発動国であるブラジル・トルコ・メキシ コが実質的に離脱した。

(b) 米国

WTO における AD 関連の紛争処理案件のうち、半数近くが米国の AD を問題視したものである(バード修正条項、サンセット、ゼロイング等)。 米国は、議会や産業界(鉄鋼等)に AD の発動を求める強い意見があることを踏まえ、調査当局の裁量を最大限維持することを重視しており、 AD の規律強化には消極的である。ただし、迂回防止措置等の一部の論点や、開発途上国による AD 措置にある。なお、ゼロイングをWTO協定違反とする上級委員会の判断を激しく批判しており、交渉会合においてはゼロイング容認をWTO協定に盛り込むよう、引き続き強く求めていた。他方、透明性及び適正手続の議論については従来前 向きな姿勢を示していたが、MC10 に際してはドーハラウンド自体の収束及びルール分野を含む各種分野に関するドーハラウンドに代わる新しいアプローチに対して関心を有している。

(c) EU

EUは、ADの規律強化に基本的には賛成の立場であるが、対開発途上国を中心にAD措置を積極的に活用していることから、米国と我が国等ADフレンズの中間的な立場を採っている。調査手続の透明性強化に高い関心がある。交渉において、我が国とは論点に応じて是々非々で連携しており、2003年7月には、我が国及びEUで「AD手続における調査コスト削減に関する提案」を共同提出した実績があり、MC10に際しては、EU単独で、AD手続に限らず補助金・RTA等も含むルール交渉分野横断的な透明性向上に関する提案を行った。

(d) インド

インドは、AD 措置の濫用防止を目指した提案を行っており、AD フレンズの主張と重なる部分もある。2006年3月のルール交渉会合では、レッサー・デューティー・ルールの義務化をブラジル・香港とともに共同提案した。また、ゼロイングについても我が国と同様に全面禁止の立場を採っている。その一方で、WTO 加盟国第1位のAD 措置発動大国であり、手続の透明性に欠けるとして各国から批判もある。また、開発途上国への「特別かつ異なる待遇」(Special and Differential treatment: S&D) の導入についても主張している。また、MC10 に際しては、透明性及び適正手続の

論点について、途上国の調査当局にとって過剰な 負担になることへの懸念や農業等他の関心分野の 交渉の進捗とのバランスの必要性を強く主張した。

(e) 中国

中国は、自らも AD 措置の発動を増加させているが、米国等の AD 措置の標的となっており、世界最大の AD 被発動国であるため、AD の規律強化には前向きである。交渉においては、ゼロイングについても我が国と同様に全面禁止の立場を採り、10年での「自動サンセット」規律(AD 措置が例外なく最長 10年間で終了する旨の規定)の導入を主張するなど、規律強化や透明性の向上を強く主張している。

(4) 最近の動向

AD 措置の発動は、従来は、米国、EU、カナダ、豪州に集中していた。これには、AD 制度を整備している国には先進国が多いという事情もあった。しかし近年、全体として、先進国による AD 提訴が逓減してきた中で、中国やブラジル、インドなどをはじめとする途上国による AD 措置の発動が増加していることが注目される(図表 II - 6-3参照)。現在、中国やインドなど途上国から我が国に対する AD 措置も多く発動されているが(図表 II - 6-4 参照)、これらの国は① AD 調査手続の透明性が低く、②調査当局の決定に関する説明が不十分であり、③利害関係者の十分な意見表明機会が確保されないなど問題も多いため、調査の手続や方法が AD 協定に整合的かどうか特に注意を払っていくことが重要である。

<図表 I - 6 - 3 > WTO 発足以降の主要国の AD 調査開始件数の推移

開始年 調査 開始国	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	1995 ₹ 2014 小計
アメリカ	14	22	15	36	47	47	77	35	37	26	12	8	28	16	20	3	15	11	39	19	527
EU	33	25	41	22	65	32	28	20	7	30	24	35	9	19	15	15	17	13	4	14	468
カナダ	11	5	14	8	18	21	25	5	15	11	1	7	1	3	6	2	2	11	17	13	196
豪州	5	17	44	13	24	15	24	16	8	9	7	11	2	6	9	7	18	12	20	22	289
インド	6	21	13	28	64	41	79	81	46	21	28	31	47	55	31	41	19	21	29	38	740
中国	0	0	0	3	2	11	14	30	22	27	24	10	4	14	17	8	5	9	11	7	218
韓国	4	13	15	3	6	2	4	9	18	3	4	7	15	5	0	3	0	2	8	6	127
台湾	0	0	1	6	0	4	3	0	2	0	0	5	0	0	1	2	0	9	3	0	36
インドネシア	0	11	5	8	8	3	4	4	12	5	0	5	1	7	7	3	6	7	14	12	122
パキスタン	0	0	0	0	0	0	0	1	3	3	13	4	0	3	26	11	7	5	6	0	82
トルコ	0	0	4	1	8	7	15	18	11	25	12	8	6	23	6	2	2	14	6	12	182
メキシコ	4	4	6	12	11	6	6	10	14	6	6	6	3	1	2	2	6	4	6	14	129
ブラジル	5	18	11	18	16	11	17	8	4	8	6	12	13	24	9	37	16	47	54	35	369
アルゼンチン	27	22	14	6	24	41	28	10	1	12	9	10	8	19	28	14	7	13	19	6	316
南アフリカ	16	34	23	41	16	21	6	4	8	6	23	3	5	3	3	0	4	1	10	2	229
日本	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	1	0	1	8
その他	32	34	40	59	50	34	40	60	26	28	31	41	20	20	37	23	41	29	41	16	832
合計	157	226	246	264	359	296	372	311	234	220	200	203	166	218	217	173	165	209	287	106	4757

出典:WTO統計 単位:件(※複数の国に対する同一品目のAD調査は各々1件として計上している。)

<図表 II -6-4 > 我が国に対する AD 措置継続中の案件数(2016 年 2 月末現在)

米国	EU	豪州	韓国	中国	インド	タイ	インドネシア	メキシコ	合計
15	1	5	6	18	7	2	1	1	56

単位:件 (注) 価格約束を含む

(5) 経済的視点及び意義

AD 措置は GATT、WTO 協定上の特別措置であるが、制度上、選択的に課税することが可能であるため、差別的な貿易政策の手段として利用される危険性がある。特に、税率という観点から見た場合、これまでのラウンド交渉によって、米国、EU、カナダ、日本等の主要国における鉱工業品に対する平均関税率が5%未満まで低下してきたことへの反動の1つとして、米国、EU等でAD 措置が多発され、これらの措置には AD 税率が100%を超えるものもあった。一度、高税率のAD 措置が発動されると、措置発動国への対象品目の貿易量が激減若しくは停止してしまうことに

なり (貿易冷却効果)、調査対象企業及び関連産業 (当該企業の製品を利用する輸入国の国内産業を含む)へ甚大な影響を与えることとなる。

①調査の開始による影響

AD 措置はその調査開始のみでも、輸出者に大きな影響を及ぼす。すなわち、AD 調査が開始された時点で、将来 AD 税が課税されるおそれが生じるため、輸出者の輸出意欲を阻害する可能性がある。

また、いったん AD 調査が開始されると、調査 対象企業が当局の要求する詳細な質問状に回答す るためには、短期間に多大な労力と時間、そして

費用が必要とされ、こうした負担は、通常の企業 活動にも影響を及ぼす可能性がある。このように AD 調査は措置のいかんにかかわらず、調査開始 自体が企業の脅威となり得るのである。更に、当 局の調査に対する調査対象企業の回答の負担が大 きいことから、場合によっては当該企業が部分的 に回答を放棄するケースがしばしば見られる。こ うした場合、ファクツ・アヴェイラブル(facts available)が適用されることになる。このファクツ・ アヴェイラブルとは、調査対象企業が回答を提出 しない、又は調査対象企業が提出した回答の内容 を調査当局において検証できない場合に、調査当 局が収集しえた資料のみで事実認定や各種決定を 行うことをいう。調査当局がファクツ・アヴェイ ラブルに基づいて決定を行い得ることは AD 協定 にも明記されている (AD協定第6.8条)。

②技術革新への影響

(AD 課税対象産品の不当な拡大)

AD税は、AD調査によってダンピングとそれによる損害の発生が認定された製品についてのみ課税される。AD課税決定においては、そのような要件が認められた製品の範囲が課税対象として明示される。

AD課税決定後に開発された新製品(後開発製品)についても、このような課税対象製品の範囲に含まれると考えられる場合には、課税の対象とされることとなるが、調査対象製品の範囲を拡大しているとみられる例もある。また、調査対象製品と同類の後開発製品に対してAD税を賦課する制度を迂回防止措置の一環として設ける例もある。さらに、当初から、調査対象製品の範囲を広く設定することで、実際上、迂回を防止しようとする例もある。しかし、後開発製品の種類や性質が課税対象製品と大きく異なる場合には、両製品に用いられる技術や市場の相違に照らして当初調査された国内産業が新しい産品による影響を受けているのか否かを改めて調査して、AD課税の可否を検

討すべきであり、新たな調査なしに既存の AD 課税を適用することには明らかに問題がある。

このように課税対象産品の範囲が不当に拡大されると、新商品の開発、消費者の選択範囲の阻害、ひいては技術革新に影響を与えると考えられる。 他方で、調査対象製品との差があまりない後開発製品が AD 課税の対象から外れることになると、 国内産業を保護する目的の AD 措置の実効性を損なう可能性もある。

このような弊害にも配慮しつつ、急速に進みつ つある技術革新を阻害することがないよう、問題 解決のための方策について検討していく必要があ る。

③生産活動のグローバリゼーションへの影響

近年、経済のグローバリゼーションに伴い、輸出先やコストの安い開発途上国に生産を移転する海外生産が活発化している。しかし、それまで我が国からの輸出によって供給されていた産品にAD税が賦課されていた場合には、当該生産移転がAD課税の迂回行為とみなされることがあり、その結果、投資の流れを萎縮させたり、歪曲させたりするおそれも大きい。

また、我が国企業が開発途上国に生産移転又は 生産委託等を行った場合において、第三国から当 該国に対して新たに AD 措置が発動され、生産品 が対象となってしまうケースも見られる。この場 合、我が国が調査対象となっているわけではない ので日本政府としても対応は難しくなる。近年、 中国やインド等により AD 措置が積極的に発動さ れていることを十分認識し、我が国企業が海外進 出するときは、生産活動のグローバリゼーション に伴うリスクの一つとして注意する必要がある。

④まとめ

上述のように、AD措置は、GATT、WTO協定上、不公正な貿易に対抗するために加盟国に認められた措置である一方で、一度発動されると、輸出取引に多大な影響を及ぼすため、その恣意的

な発動は企業活動に様々なマイナスの影響を与え得る。また、AD措置が濫用された場合、輸入国のユーザー産業及び消費者が不利益を被る可能性もある。したがって、AD制度は、恣意的な発動による悪影響に十分留意しつつ、不公正な貿易により損害を被っている輸入国の国内産業を救済するために適切に活用されなければならない。

(6) 我が国におけるダンピング行為へ の対応

我が国における AD 協定に対応する法規としては、関税定率法第8条、不当廉売関税に関する政令、不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインの3つがある。ダンピング輸入によって我が国産業に損害が生じている旨の申請が我が国産業からあった場合、これらの法規により厳正に対処することとなっている。なお、貿易救済制度に関する疑問点や申請手続等について、調査当局は随時質問・相談に応じている7。

我が国においては、1995年のWTO成立以降2015年2月末までに、5件のAD調査を開始し、3件のAD税を賦課(2件は現在も賦課継続中)、1件は調査中となっている。我が国は、従前より貿易立国を自認しており、AD等の貿易救済措置の活用については消極的であったが、特に、2000年以降は、アジア諸国の台頭、WTO紛争解決ルールの定着に伴い、調査件数が増加傾向にある。2000年以降の調査案件の詳細については、以下のとおりとなっている。

2001年2月には、韓国及び台湾からのポリエステル短繊維の一部についてAD税賦課申請が行われ、同年4月に調査が開始された。調査の結果、ダンピングによる損害発生の事実が認められたことから、2002年7月から5年間のAD税の賦課が決定された。当該措置については、2006年6月に、

国内産業から課税期間の延長(サンセット・レビュー)申請がなされ、同年8月に調査が開始された。調査の結果、ダンピング及び損害が継続又は再発するおそれがあると認められたことから、2007年7月から5年間の課税期間延長が決定された。その後、当該措置は、2012年6月に課税期間を終了した。

2007年1月には、豪州、スペイン、中国及び南アフリカからの電解二酸化マンガンの輸入について AD 税賦課申請が行われ、同年4月に調査が開始された。調査の結果、ダンピングによる損害発生の事実が認められたことから、2008年9月1日から5年間の AD 税の賦課が決定された。当該措置については、2012年8月に、国内産業から課税期間の延長(サンセット・レビュー)申請がなされ、同年10月に調査が開始され、2013年10月に調査期間が5か月延長された後、2014年3月6日より課税期間が延長された(図表Ⅱ - 6 - 5 参照)。

2012年5月には、インドネシアからのカットシート紙の輸入について AD 税課税申請が行われ、同年6月に調査が開始された。調査の結果、ダンピングの事実が認められなかったことから、2013年6月26日、AD税を課さないことが決定された(図表II-6-6参照)。

2013 年 12 月には、中国からのトルエンジイソシアナートの輸入について AD 税賦課申請が行われ、2014 年 2 月に調査が開始された。調査の結果、ダンピングによる損害発生の事実が認められたことから、2015 年 4 月 17 日から 5 年間の AD 税の賦課が決定された。(図表 II - 6 - 7 参照)。

2015 年 4 月には、韓国及び中国からの水酸化カリウムの輸入について AD 税賦課申請が行われ、同年 5 月に調査が開始され、現在も調査中である。 (図表 II - 6 - 8 参照)

⁷ 国内の申請手続き・課税までの流れについてhttp://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/taxation.html

<図表 II - 6 - 5 > 豪州、スペイン、中国及び南アフリカからの電解二酸化マンガンの AD 調査について

〈経 緯〉

2007年1月31日 AD税の賦課申請受理(申請者は我が国生産者2社)

> 4月27日 調査開始

2008年6月14日 暫定AD税の賦課開始

9月1日 確定AD税の賦課開始

2012年8月30日 AD税の課税期間の延長申請受理(申請者は我が国生産者2社)

※豪州は生産撤退により延長申請対象から除外

AD税の課税期間の延長調査を開始 10月30日

2013年10月15日 課税期間延長に関する調査期間を延長

AD税の課税期間の延長 2014年3月6日

〈AD税率〉 豪州:29.3%

スペイン:14.0% 中国:46.5% (1社:34.3%)

南アフリカ:14.5%

<図表 II - 6 - 6 > インドネシアからのカットシート紙の AD 調査について

2012年5月10日 AD税の賦課申請受理(申請者は我が国生産者8社)

調査開始 6月29日

2013年6月26日 AD税を課さないことを決定

<図表Ⅱ-6-7> 中国からのトルエンジイソシアナートの AD 調査について

〈経 緯〉

AD税の賦課申請受理(申請者は我が国生産者1社) 2013年12月17日

2014年2月14日 調査開始 仮決定 2014年12月4日

2014年12月25日 暫定AD税の賦課開始

2015年2月12日 調査期間延長

2015年4月17日 AD税賦課

〈AD税率〉 中国:69.4%

<図表 II - 6 - 8 > 韓国及び中国からの水産化カリウムの AD 調査について

〈経 緯〉

AD税の賦課申請受理(申請者は我が国生産者1社) 2015年4月3日

2015年5月26日 調查開始

(7) WTO 紛争処理手続に至った AD ケース

WTO 発足以降、2015 年 12 月末までに、WTO 紛争解決手続に基づく協議要請がなされた紛争 は全体で501件、そのうちAD措置に関する紛 争は112件で、我が国が要請したのは112件中5 件 (DS162 (米国 - 1916年AD法)、DS184(米

国-日本製熱延鋼板 AD 措置)、DS244(米国-日 本製表面処理鋼板 AD のサンセット・レビュー)、 DS322 (米国-ゼロイング及びサンセット・レビュー に関する措置)及びDS454(中国-日本製高性能 ステンレス継目無鋼管 AD 措置)) になる(各紛 争の申立国、経過等は資料編第3章参照)。

<参考資料>

措置継続中の対日 AD 案件リスト(合計 56 件)

(2016年2月末現在)

	米国(15 件	(2010年2月末現在)
調査・課税対象産品	(上)調査開始日 (下)賦課決定日	その後の動き
PC 鋼より線	1977.11.23 1978.12.08	1999.02.03 措置継続 ^a 2004.06.25 措置継続 ^b 2009.12.11 措置継続 ^c 2015.4.23 措置継続 ^c
溶接管継手	1986.03.24 1987.02.10	2000.01.06 措置継続 ^a 2005.11.21 措置継続 ^b 2011.04.15 措置継続 ^c
真鍮板	1987.08.14 1988.08.12	2000.05.01 措置継続 ^a 2006.04.03 措置継続 ^b 2012.04.26 措置継続 ^c
グレイ・ポルトランド・セメント	1990.06.15 1991.05.10	2000.11.15 措置継続 ^a 2006.06.16 措置継続 ^b 2011.12.16 措置継続 ^c
ステンレス棒鋼	1994.01.27 1995.02.21	2001.04.18 措置継続 ^a 2007.01.23 措置継続 ^b 2012.08.09 措置継続 ^c
クラッド鋼板	1995.10.25 1996.07.02	2001.11.16 措置継続 ^a 2007.03.22 措置継続 ^b 2013.02.11 措置継続 ^c
ステンレス線材	1997.08.26 1998.09.15	2004.08.13 措置継続 ^a 2010.06.17 措置継続 ^b (2015.05.14 3 回目のサンセット調査開始)
ステンレス薄板	1998.07.13 1999.07.27	2005.07.25 措置継続 ^a 2011.08.11 措置継続 ^b
大径継目無鋼管	1999.07.28 2000.06.26	2006.05.08 措置継続 ^a 2011.10.11 措置継続 ^b
小径継目無鋼管	1999.07.28 2000.06.26	2006.05.08 措置継続 ^a 2011.10.11 措置継続 ^b
ブリキ及び ティンフリー・スティール	1999.11.30 2000.08.28	2006.07.21 措置継続 ^a 2012.06.12 措置継続 ^b
大径溶接ラインパイプ	2001.02.23 2001.12.06	2007.11.05 措置継続 ^a 2013.10.29 措置継続 ^b
ポリビニル・アルコール	2002.10.01 2003.07.02	2009.04.13 措置継続 ^a 2015.05.27 措置継続 ^b
熱拡散ニッケルめっき圧 延平鋼製品	2013.04.16 2014.05.02	
無方向性電磁鋼板	2013.11.07 2014.11.06	

中国(18 件)						
調査・課税対象産品	(上)調査開始日 (下)賦課決定日	その後の動き				
ポリ塩化ビニル (PVC)	2002.03.29 2003.09.29	2009.09.28 措置継続 ^a 2015.10.08 措置継続(3 年間) ^b				
光ファイバー	2003.07.01 2005.01.01	2011.01.01 措置継続 ^a (2016.01.01 2 回目のサンセット見直し開始)				
クロロプレン・ゴム	2003.11.10 2005.05.10	2011.05.10 措置継続 ^a				
水加ヒドラジン	2003.12.17 2005.06.17	2011.06.17 措置継続 ^a				
トリクロロエチレン	2004.04.16 2005.07.22	2011.07.22 措置継続 ^a				
エピクロロヒドリン	2004.12.28 2006.06.28	2012.06.28 措置継続 ^a				
スパンデックス	2005.04.13 2006.10.13	2012.10.13 措置継続 ^a				
カテコール	2005.05.31 2006.05.22	2012.05.22 措置継続 ^a				
電解コンデンサ紙	2006.04.18 2007.04.18	2013.04.18 措置継続 ^a				
ビスフェノール A (BPA)	2006.08.30 2007.08.29	2013.08.30 措置継続 ^a				
メチルエチルケトン	2006.11.22 2007.11.21	2013.11.20 措置継続 ^a				
アセトン	2007.03.09 2008.06.08	2014.06.08 措置継続 ^a				
写真用印画紙	2010.12.23 2012.03.22					
ステンレス継目無鋼管	2011.09.08 2012.11.08					
レゾルシノール (レゾルシン)	2012.03.23 2013.03.22					
ピリジン	2012.09.21 2013.11.20					
光ファイバー母材	2014.03.19 2015.08.19					
メタクリル酸メチル	2014.08.08 2015.12.01					

タイ(2件)						
調査・課税対象産品	(上)調査開始日 (下)賦課決定日	その後の動き				
ステンレス冷延鋼板	2002.02.15 2003.03.13	2009.03.19 措置継続 ^a 2015.02.25 措置継続 ^b				
熱延鋼板	2002.07.08 2003.05.27	2009.05.23 措置継続 ^a 2015.05.21 措置継続 ^b				

第Ⅱ部 WTO協定と主要ケース

韓国(6件)							
調査・課税対象産品	(上)調查開始日 (下)賦課決定日	その後の動き					
ステンレス棒・形鋼	2003.07.05 2004.07.30 (一部価格約束)	2010.02.24 措置継続(3 年間) ^a 2013.10.01 措置継続(3 年間) ^b					
酢酸エチル	2007.09.17 2008.08.25 (3 年間)	2012.03.27 措置継続(3 年間) ^a 2015.12.16 措置継続(3 年間) ^b					
ステンレス厚板	2010.04.28 2011.04.21						
ポリエチレンテレフタレートフィルム	$2013.12.2 \\ 2014.09.05$						
エタノールアミン	2013.12.23 2014.12.30						
空気圧伝送用バルブ	2014.02.21 2015.08.19						

豪州(5 件)						
調査・課税対象産品	(上)調査開始日 (下)賦課決定日	その後の動き				
ポリ塩化ビニル (PVC)	1992.02.05 1992.10.22	1997.10.22 措置継続 ^a 2002.10.22 措置継続 ^b 2007.10.22 措置継続 ^c 2012.10.21 措置継続 ^d				
熱延鋼板	2012.06.14 2012.12.20					
鉄鋼厚板	2013.02.12 2013.12.19					
熱間合金・非合金形鋼	2013.10.24 2014.11.20					
合金鋼厚板	2014.01.08 2014.11.05					

インド(7件)						
調査・課税対象産品	(上)調査開始日 (下)賦課決定日	その後の動き				
アクリル繊維	1998.01.07 1998.11.17	2004.12.21 措置継続 ^a 2010.08.30 措置継続 ^b				
ポリ塩化ビニル(PVC)	2006.06.28 2008.01.23	2014.06.13 措置継続 a				
ペルオキソ硫酸塩 (過硫酸塩)	2006.07.28 2007.03.19	2013.05.16 措置継続 a				
フェノール	2009.08.11 2010.12.01					
アセトン	2009.09.03 2011.04.18					
メラミン	2010.12.07 2012.10.08					
無水フタル酸	2014.05.09 2015.12.04					

インドネシア(1件)						
調査・課税対象産品	(上)調査開始日 (下)賦課決定日	その後の動き				
冷延鋼板	2011.06.24 2013.03.19(3 年間)	(2015.09.04 サンセット見直し開始)				

メキシコ (1 件)						
調査・課税対象産品	(上)調査開始日 (下)賦課決定日	その後の動き				
網目無鋼管	1999.05.13 2000.11.10	2005.11.11 措置継続 ^a 2010.11.11 措置継続 ^b (2015.11.6 3 回目のサンセット見直し開始)				

(注)

- ^a1回目のサンセット・レビューによる措置継続
- ^b2回目のサンセット・レビューによる2回目の措置継続
- ^c3回目のサンセット・レビューによる3回目の措置継続
- ^d4回目のサンセット・レビューによる4回目の措置継続

出典:調查開始公告、最終決定公告

2. 主要ケース

(1) 1916 年アンチ・ダンピング法<概要>

米国の1916年歳入法第801条では、米国内産業に被害を与える意図を持ってダンピング輸入又は販売した者に対して罰金や懲役を科し、更にダンピングの被害者に被害額の3倍の損害賠償を認める旨規定されていた(同規定を以下「1916年AD法」という)。

<国際ルール上の問題点>

1999 年、我が国及び EU は、1916 年 AD 法所定のダンピングに対する救済措置が、GATT で許容されている AD 税ではなく、刑事罰や私法上の損害賠償である点、調査開始に際して AD 協定に整合的な手続を行っていない点等が WTO 協定違反であるとして、WTO 紛争解決手続に基づき、それぞれ対米協議要請を行った。2000 年 9 月のWTO 紛争解決機関において、日本及び EU の主張をほぼ全面的に認める内容のパネル・上級委員会報告書が採択され、1916 年 AD 法の WTO 協定違反が確定した。

しかし、パネル・上級委員会による勧告にもかかわらず、米国が是正措置を何ら講じないまま履行期限が徒過したため、我が国及びEU は対抗措置の承認を紛争解決機関に申請した。また、EU は 2003 年 12 月、1916 年 AD 法に基づく訴訟によって損害を受けた域内企業の損害回復を可能とする理事会規則を制定した。他方、我が国からの新聞輪転機の輸入に対して提起された 1916 年 AD 法に基づく損害賠償請求訴訟において、アイオワ連邦地方裁判所が我が国企業に約 40 億円相当の損害賠償を命じる判決を下したことを受け、我が国でも 1916 年 AD 法に基づく訴訟によって損害を受けた我が国企業の損害回復を可能とする法律(損害回復法)が制定・施行された。

並行して、米国議会では、1916年 AD 法の廃止が可決され、2004年 12 月の大統領署名をもって、1916年 AD 法は廃止された。しかし、同法には、廃止の日に裁判所に係属している事案に対しては廃止の効力は及ばない旨の「祖父条項」が設けられていた。

<我が国の対応>

上記祖父条項の存在により、廃止前から係属し ていた我が国からの新聞輪転機の輸入に係る同法 に基づく損害賠償請求訴訟はそのまま継続した。 その結果、2006年6月、我が国企業の敗訴が確定 し、多額の賠償金の支払いを余儀なくされた。更 に、この米国企業は、上記判決の確定後、勝訴に より得た利益を保全するため、アイオワ連邦地方 裁判所に対し、当該我が国企業が日本国内におい て損害回復法に基づく訴訟を提起することの差止 めを求める申立てを行った。これを受け、同連邦 地方裁判所は、我が国企業に対し、損害回復法に 基づく提訴を暫定的に禁止する命令(訴訟仮差止 命令)を発付した。我が国企業は、これを不服と して第8区巡回控訴裁判所に控訴した。日本政府 は、2006年8月、同差止命令は国際法違反の措置 により被った私人の損害に対して我が国が提供し た救済措置を無効化するものであり、国際礼譲の 観点からも回避されるべきであること等を根拠に 破棄すべき旨を主張するアミカス・ブリーフを上 記控訴裁判所に提出した。

2007年6月、第8区巡回控訴裁判所は、日本政府がアミカス・ブリーフで主張した論点を支持し、 我が国企業に対する訴訟仮差止命令を破棄する判決を下した。

他方、2007年10月(同年11月に再提出)、敗 訴した米国企業は、本控訴裁判決を不服として、 米国連邦最高裁判所に上告の申立てを行ったが、 2008年6月、同連邦最高裁判所は、米国企業の上 告申立を棄却した。これにより、訴訟仮差止命令 を破棄した米国連邦控訴裁判所による判決が確定 した。

なお、2007年8月、上記控訴裁判所による米国企業の申立ての棄却を受け、我が国企業は損害回復法に基づき、東京地方裁判所に米国企業を提訴していたが、2009年8月、我が国企業と米国企業の和解が成立し、1916年AD法に基づく係争は全て終了した。

く参考>

① 欧州理事会規則について

EU は 2003 年 12 月、1916 年 AD 法に基づく訴訟によって損害を受けた域内企業の損害回復を可能とする理事会規則(「アメリカ合衆国の 1916 年アンチ・ダンピング法の適用及び同法に基づき又は起因する行為の効果に対する保護に関する 2003年 12 月 15 日の欧州理事会規則」)(No.238/2003)を制定した。この規則は、(i) 1916 年 AD 法に基づく訴訟によって損害を被った EU 法人等は、当該訴訟を提起した米国法人等に対して損害の回復を請求できること、(ii) 1916 年 AD 法に基づく米国裁判所の判決の承認・執行は否定されること、の 2 点を主な内容としている。

② 我が国の損害回復法について

(a) 立法の必要性

前記のとおり、(i) 1916年 AD 法の WTO 協 定違反が確定したにもかかわらず、米国が WTO 勧告の履行期間内に同法の改廃等の措置をとらな かったこと、(ii) その間、我が国の企業に対し、 同法に基づく損害賠償を命じる判決が第一審にお いて実際に下されるに至ったこと、(iii) EUが、 我が国に先駆けて、1916年 AD 法に関する欧州理 事会規則を制定したことから、何ら対抗手段を講 じていない我が国企業が、米国法人等による提訴 の標的となる蓋然性は相対的に高くなっていた。 こうした事情から、我が国においても同理事会規 則と同様の立法措置を施す必要性が生じており、 その中で2004年に制定されたものが、「アメリカ 合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受 けた利益の返還義務等に関する特別措置法」であ る。

(b) 法律の概要

同法は、以下の2点を主な内容としている。

(i) 損害回復請求権の付与

同法には、1916年 AD 法に基づく訴訟における損害賠償金の給付を命ずる判決によって損害を

被った我が国法人等が、1916年 AD 法に基づく訴訟を提起した米国法人等に対し、その損害の回復を請求することができる旨の規定が設けられた。なお、この請求権は3年間の短期消滅時効に係る。また、裁判管轄の特則が設けられている。

(ii) 1916年 AD 法に基づく判決の承認・執行の否定

更に損害回復法には、1916年 AD 法に基づく外 国裁判所の確定判決はその効力を有さず、同法に 基づく判決の承認・執行を否定する旨の規定が設 けられている。

(c) 損害回復法の適用可能性

同法は、2004年11月30日、第161回臨時国会で成立し、同年12月8日に公布され、即日施行された。これと前後して1916年AD法廃止の機運が米国でも高まり、同年11月19日、1916年AD法の廃止条項を含む法律が成立した。しかし、1916年AD法の廃止法には、経過規定が設けられており、その結果、1916年AD法廃止前から同法に関する訴訟が係属している我が国の企業には廃止の効力は及ばないことから、このような場合には、損害回復法に基づく救済の対象となる。

(2) 大型新聞輪転機に係る事情変更及 びサンセット・レビュー

<措置の概要>

2005年5月、米国商務省(DOC)は、日本製大型新聞輪転機に対するAD措置について、事情変更に基づくレビューを開始することを公示した。

日本製大型新聞輪転機については、2002年1月に定期見直しの結果、一部の我が国企業に対する措置が撤廃され、同年2月にサンセット・レビューを経てAD措置自体が撤廃された(定期見直しにおける一部の我が国企業に対する措置の撤廃は、過去3回の定期見直しにおいてゼロマージンであったためであり、また、サンセット・レビューでは、米国内の唯一の生産者がレビューへの参加意図を取り下げたため、日本製大型新聞輪転機に対するAD措置自体の撤廃が決定された)。

本事情変更レビューは、上記企業に対する AD 措置を撤廃する判断要素となった 1997—1998 年に係る定期見直しについて、別途、米国 1916 年 AD 法に基づき提起された訴訟において当該企業からの情報提供が適切に行われていなかったとの事実認定がなされたことから、DOC の職権により開始された。

2006 年 3 月、DOC は、①当該企業に対する―1998 年の AD 税率を 59.67%とすること、② 2002 年 1 月の当該企業に対する AD 措置撤廃の決定を取り消すこと、及び③ 2002 年 2 月に行われたサンセット・レビューを再検討する、との最終決定を行った。

この最終決定を受け、2006年4月から、DOC は2002年のサンセット・レビューの再検討を開始し、同年11月6日、ダンピングの継続・再発の可能性を認める仮決定を行った。

<国際ルール上の問題点>

2002年のサンセット・レビューにおいては、申請者である米国企業がレビュー参加への意図を取り下げたことを理由として AD 措置が撤廃されたものであり、一部の我が国企業に対する AD 税率変更とは関係がない。したがって、サンセット・レビューを再検討し AD 措置を復活・継続させて遡及適用を行うことは、合理的な根拠を欠くとともに法的安定性を損なうものである。

更に、本仮決定では、日本製大型新聞輪転機のすべての輸出者が対象となっており、事情変更レビューの対象となっていない我が国企業に対するAD措置も復活するという不合理な結果ともなっている。このような判断は、法的安定性のみならず、企業にとっての予見可能性を著しく害するものである。

<我が国の対応>

我が国企業2社は、DOCによる事情変更レビューの決定について米国際貿易裁判所(CIT)に提訴を行い、2007年1月、同裁判所は、DOC

第Ⅱ部 WTO協定と主要ケース

のサンセット・レビューの再検討は違法であるとの判決を下した(判旨は以下参照)。これを受け、DOCは、同年2月24日以降、本件サンセット・レビューの再検討を停止する旨発表した。

(判旨)

- ①サンセット・レビューの再検討の結果として最 終決定が出される前であっても、同レビューの 再検討を開始する決定をした段階において、司 法審査の対象とすることができる。
- ②事情変更レビューの対象となった 1997—1998 年 の行政見直しにおける不適切な情報提供が 2002 年に米国企業がサンセット・レビュー請求を取り下げた原因であったとしても、当該レビューの最終的な結果を変更することはできない。米国企業の取下げ理由が何であれ、レビュー期間中に新聞輪転機の国内生産者が存在しない事実は存在している以上、当該 AD 措置は撤廃される。しかし、2007 年 3 月 20 日、DOC 及び米国企業は、本判決を不服として米控訴裁判所に上訴を行い、2008 年 6 月に、同裁判所の判決があった(判旨は以下参照)。

(判旨)

- ① DOC は行政見直し(administrative review)を 再検討する権限を本来的に有している。
- ②サンセット・レビューの再検討を開始する決定 をしたにすぎない段階では、DOC の最終的な行 為(final agency action)があったとは言えず、 未だ司法審査の対象として適していない。かか る決定が司法審査の対象となるとした CIT の判 断は誤りである。

この結果に基づき、同年10月に、DOCはサンセット・レビューの再検討を再開し、さらに同年11月、2002年のサンセット・レビューの再検討について、ダンピングの継続・再発の可能性を認める最終決定を行った。これを踏まえ、我が国としては、一度撤廃されたAD措置が復活することがないよう、本件の動向を引き続き注視していたところ、2009年8月、米国企業がサンセット・レビュー請求を取り下げたため、撤廃されたAD措置が復活することはなく本件は終了した。

- (3) バード修正条項 (DS217/DS234)
 - (第 I 部第 3 章 「米国」 アンチ・ダンピング (1) 参照)
- (4) ゼロイング方式による不当なダン ピング認定 (DS322)
 - (第 I 部第 3 章 「米国」 アンチ・ダンピング (2) 参照)
- (5) 日本産熱延鋼板に対する AD 措置 (DS184)
 - (第 I 部第 3 章 「米国」 アンチ・ダンピング (3) 参照)
- (6) 不当に長期にわたる AD 措置の撤 廃(サンセット条項)
 - (第 I 部第 3 章 「米国 | アンチ・ダンピング (4) 参照)
- (7) 日本産高性能ステンレス継目無鋼 管に対する AD 措置(DS454)
 - (第 I 部第 1 章「中国」アンチ・ダンピング措置・ 相殺措置 [個別措置] (2) 参照)

♪ アンチダンピング調査における産品間の競争・代替関係の考慮 ―WTO 紛争解決手続を通じた損害分析の規律強化―

アンチダンピング調査における競争・代替 関係の考慮の必要性

(1) アンチダンピング措置における損害要件

GATT 6条1項及びアンチダンピング (AD) 協定は、輸出者が「正常の価額」(通常、輸出国における国内価格が用いられる。)を下回る価格で製品を輸出することを「ダンピング」と定義し、ダンピングが輸入国の同種産品の生産者 (以下、「国内産業」という。)に実質的な損害 (material injury)を与える場合に、輸入国がダンピング輸入に対しダンピングの範囲内の追加関税 (AD 関税)を賦課することを認めている。

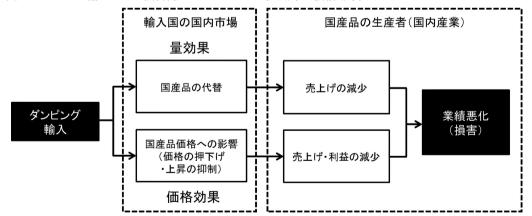
すなわち、AD措置を発動するためには、①ダンピングの存在と、②これによる輸入国の産業に対する損害の2つの要件を満たす必要があり、仮にダンピング価格による輸入が行われていたとしても、輸入国の調査当局は、ダンピング輸入によって国内産業に損害が生じていることを別途分析・認定しない限り、AD措置を発動できない。

(2) ダンピング輸入による損害発生のメカニズムと競争・代替関係

そこで、ダンピング輸入による損害をどのように して分析すべきかが問題となる。そもそも、ダンピング輸入によって国内産業に損害が生じるメカニズムはどのようなものであろうか。

まず第1に、廉価な輸入品の流入によって市場で国産品が代替されることにより、国産品の販売量が減少し(以下、便宜上「数量効果」という。)、国内生産者が売上げ減による業績悪化を受ける場合が挙げられる。また、国内生産者が輸入品による代替(シェアの奪取)を防止するため、国産品の販売価格を適正水準より引き下げ(以下、「価格効果」という。)、利潤の圧迫による業績悪化が生じる場合が考えられる。ダンピングによる損害は、基本的にこれら2つの効果のいずれかから説明することが可能と考えられる(図1)。もちろん、数量効果と価格効果が同時に発生することもある。

図1ダンピング輸入による損害発生のメカニズム (量効果と価格効果)



上記から明らかなように、ダンピング輸入によって損害が発生するためには、輸入品と同種国産品の間に、市場における競争・代替関係があることが前提となる。数量効果による損害についてはまさに輸入品による国産品の代替そのものによる損害であるし、価格効果による損害も、国産品の価格の低下等

は輸入品による国産品の代替可能性を背景として生じるものであるという意味で、やはり競争・代替関係を必要とするからである。したがって、AD調査において損害認定を正しく行うためには、輸入品と国産品の市場における競争・代替関係の有無・程度を適切に考慮することが重要である。

実際、AD調査の実務においては、調査対象の輸入品と国産品が、一見よく似ているが、必ずしも市場で競合しない複数のモデルで構成されていることが多い。例えば、後述する中国の米国産自動車に対するAD措置のように、輸入品が高級車中心であるのに対し、国内メーカーは、価格帯も購買層も異なるエントリーモデルを主に生産しているような場合である。このようなケースで、具体的なモデル構成の違い、すなわち市場における競合の有無や程度に関する考慮が不十分であると、ダンピング輸入と無関係な事情による国内産業の業績悪化までもダンピング輸入による損害とされかねず、損害要件が空文化するおそれがある。

なお、上記のように輸入品と国産品が競合しない 異なるモデルから構成されるケースでは、そもそも ダンピングや損害を問題とするまでもなく、AD調 査の調査対象を画定する段階で、競合関係にないモ デルを除外する処理が行われることが輸出企業に とって通常は望ましいはずであり、現実にも、調査 過程で、輸出企業がそうした要請を行うことが行わ れている。しかし、協定や先例上、調査対象の画定 については当局の広い裁量が認められており、調査 対象の決定を事後的に争うことは難しいため、むし ろ損害分析の文脈で、競争・代替関係の考慮に関す る規律を明確化しておくことに意味がある。

AD調査の損害分析における競争・代替関係の考慮は、新興国の工業化や経済発展に伴い、近年重要度を増している。特に、新興国が、我が国を含む先進国の工業製品に対し AD調査を行う例が増えているところ、こうした事例では、先進国の高性能・高付加価値の製品と比較して、新興国では未だ普及品の生産にとどまり、両者の間に十分な競争・代替関係がないと思われるにもかかわらず、AD措置が発動されるケースも見られる。高品質のモノづくりで競争力強化を図る我が国産業が不当な AD調査に巻き込まれることを防止するためにも、競争・代替関係の考慮を確保するルールを確立することが重要と考えられる。

2 AD協定3条に関する解釈論-2つのアプローチ

(1) AD 協定 3 条の規定

AD調査における損害分析の具体的な方法は、AD協定3条各項に規定されている。しかし、同条は、競争・代替関係の考慮を明示的に規定しておらず、この点の規律は解釈論に委ねられている。

まず3.1条は、損害分析の基本的な枠組みとして、当局は、①ダンピング輸入の量(数量効果)及びこれが価格に及ぼす影響(価格効果)と、②これらが国内産業の状態に「結果として及ぼす影響」(consequent impact)の2点に関する「実証的な証拠」(positive evidence)及び「客観的な検討」(objective examination)に基づいて損害を決定しなければならないとする。

次に、3.2条は、①に関し、数量効果については ダンピング輸入の絶対的な増加及び国産品との関係 での相対的な増加を考慮し、価格効果については輸 入品による国産品価格の下回り(undercutting)、押 下げ(depression)又は上昇の抑制(suppression)が生じているかを考慮すべきことを定める。また、3.4 条は、②について、国内産業の業績への影響を、売 上げ、利益、マーケットシェアその他の指標に基づ いて検討すべきことを定める。更に3.5条は、3.2条 及び3.4条の検討結果や、国内産業に損害を与える ダンピング輸入以外の要因を含む全ての証拠に基づ き、ダンピングによる損害・因果関係の最終的な決 定を行うことを定めている。

このように、AD協定3条は、数量効果と価格効果の検討を基礎として損害を検討する点で、前述したメカニズム理解を意識した枠組みとなっていると考えられるが、競争・代替関係に関する明示的な文言を置いていないため、かかる考慮をどのように条文解釈に読み込むかが問題となる。

(2) 伝統的な解釈論 (二元論)

AD協定3条に基づく損害分析として、従来の実務で支配的だった方法論は、損害認定のプロセスを損害の検討と因果関係の検討の2つに分割し、この分割に基づいて32条、34条、35条の役割を把握

するというものである。損害と因果関係を分けて考える点で、二元論アプローチ(bifurcated approach)と呼ばれることがある。

この考え方の下では、損害と因果関係という2つの概念の区別に対応して、3.4条が専ら損害に関する条文、3.5条が専ら因果関係に関する条文と理解されることが多い。すなわち、3.4条では、売上げ、利益、マーケットシェア等の指標を用いて、国内生産者の業績悪化すなわち損害が生じているかを判定し、次いで3.5条で、当該損害をダンピング輸入に帰責できるか(因果関係)を検討するとされる(図2)。他方、3.2条(数量効果・価格効果)の位置付けはやや曖昧になるが、因果関係的な検討は3.5条で行うという基本的な発想から、3.2条では、条文に記載された事項、すなわち輸入量の増加や国産品価格の低下等が認められるかを形式的に検討すれば足り、ダンピング輸入による数量や価格への効果ないし影響(effect)の検討は不要とされる傾向が強い。

二元論アプローチは、調査当局にとっては簡便で使い勝手が良い方法論であるが、競争・代替関係を考慮した厳密な損害分析という観点からは問題もある。これは、因果関係の検討が3.5条に委ねられる結果、3.2条や3.4条ではダンピング輸入と国内産業側の事情(国産品の価格変化や国内産業の業績)の関係性が問題とされず、したがって国産品と輸入品の競合関係を問題とする余地も乏しいためである。もちろん、3.5条の因果関係の検討において競争・代替関係を適切に検討することは可能であり、またそうすべきと考えられるが、同条は当局による考慮要素を具体的に規定していないことから、当局の裁量が大きく、当局の合理的な説明なしに因果関係が認定されてしまう懸念もあった。

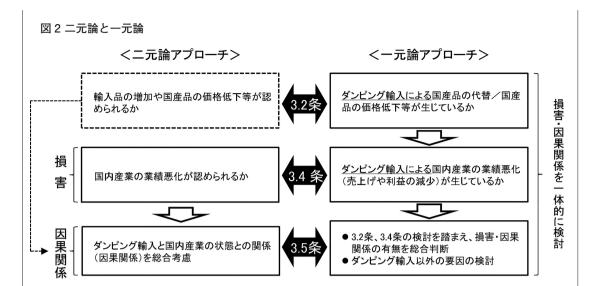
(3) 一元論アプローチ

以上に対する第2の考え方として、一元論アプローチ(unitary approach)というべき解釈論がある。これは、損害と因果関係の検討を分断せず、3.2条、3.4条、3.5条のそれぞれにおいて、損害と因果関係の両方の要素を一体的に、かつ段階的に検討する考え

方である。ダンピング輸入がなかったと仮定した場合との比較において国内産業の業績変化(損害)を捉えることを基本的な発想としており、but for アプローチと呼ばれることもある。

一元論の下では、35条のみならず32条や34条でも因果関係的要素、すなわちダンピング輸入と輸入国の国内事情(国産品の価格や国内企業の業績)の関係性が考慮される(図2)。例えば、32条に基づく価格効果の検討は、単に国産品価格の低下等が生じたかではなく、ダンピング輸入による国産品の価格低下等が生じたかが問題とされる。同様に、34条の国内産業の業績への影響についても、ダンピング輸入による業績変化の有無や程度が検討される。35条では、これらの検討を踏まえて損害・因果関係に関する最終判断を行うが、既に32条や34条で因果関係的な要素が考慮されているため、同条の比重は相対的に軽くなり、因果関係を一から認定し直すというよりは、ダンピング輸入以外の要因の寄与を裏面から確認することが主になろう。

一元論は、ダンピング輸入の数量効果・価格効果 の検討を行い、次いでこれを踏まえたダンピング輸 入による国内産業の業績への影響を検討するという 点で、数量効果や価格効果を通じて損害が生じると いうメカニズム理解に忠実な方法論といえる。また、 損害分析の各段階で、ダンピング輸入と国内産業側 の事情(国産品の価格や国内企業の業績)の関係性 を問題とすることから、各段階で輸入品と国産品の 競争・代替関係を考慮できるという利点がある。例 えば32条においてダンピング輸入による国産品価 格への影響を検討するためには、ダンピング輸入が 市場でどのように国産品を脅かし、国産品の価格低 下等をもたらしたかの説明が求められる結果、輸入 品と国産品のモデル構成の違い等を考慮する必要が 生じるし、3.4条についても、ダンピング輸入によ る国内産業の業績への影響を特定するため、例えば 3.2条で認定した数量効果や価格効果に対応する業 績指標(特に売上げや利益)の変化が認められるか を検討する必要があり、この過程でモデル毎の売上 げや利益を考慮する必要があると考えられる。



3. WTO の先例を通じた損害分析の規律強化

既に述べたように、従前の損害調査の実務では 二元論的な考え方が主流であった。しかし、近年、 新興国の AD 調査を中心に、競争・代替関係の考 慮が不十分なまま損害が認定され、我が国を含む 先進国の製品が不当な AD 措置に巻き込まれる例 が増加するにつれて、二元論が含む問題点が意識 されるようになってきた。

こうした問題意識も踏まえ、我が国は、近年、米国やEUとも連携しつつ、WTO 紛争解決手続による先例形成を通じて損害分析の規律強化に取り組んでいる。この結果、パネルや上級委員会により、競争・代替関係を考慮した厳格な損害分析を求める判断がここ数年で相次いでなされ、先例を通じた損害分析の規律強化が進んできた。特に、我が国が当事国としてWTO 紛争解決手続に付託した中国による日本産高性能ステンレス継目無鋼管(以下、単に「ステンレス鋼管」という。)に対するAD措置のケースでは、上級委員会により、輸入品と国産品のモデル構成の違いを踏まえ、競争・代替関係を考慮した損害分析を行うべきことを要求する重要な判断が示された。

(1) AD 協定 3 条の解釈に関するリーディング ケース

上級委員会による AD 協定 3 条の解釈に関する リーディングケースとして、米国産方向性電磁鋼 板 (GOES) に対する AD 措置のケース (China – GOES、DS414、我が国は第三国参加) が挙げられる。

本ケースで、上級委員会(2012 年)は、AD協定 3条各項は、損害・因果関係の最終判断に至る「調査の論理的順序」(logical progression of inquiry)を定めたものであり、32条や34条の分析は、35条における最終的な判断のための意味のある前提(meaningful basis)を提供するものでなければならないとの基本理解を示した。これを前提として、32条の価格効果の検討は、単に国産品の価格の低下等が生じているかどうかの検討ではなく、ダンピング輸入によって当該価格変化が生じたことの「説明力」(explanatory force)の検討が必要であり、同様に34条の検討においても、国内産業の業績悪化が生じたかの検討ではなく、ダンピング輸入によって業績悪化が生じたことの「説明力」の検討が必要であるとの判断を示した。

かかる判断は、数量効果や価格効果の検討を損害 分析の基礎と捉える点で、前述のメカニズム理解に 整合する発想であり、また同時に、3.2条や3.4条 でも因果関係的な要素の検討を要求するという意味 で、輸入品と国産品との競合関係を重視する一元論 的な方向性を強く打ち出したものと評価できる。

(2) 後続ケースのパネル判断

同じく中国の AD 措置が問題となった後続事案 (我が国はいずれも第三国参加)のパネルは、GOES ケースにおける上級委員会の判断枠組みを踏襲しつ つ、32条を中心として、ダンピング輸入と国産品 価格の変化の関係性の検討という観点から、調査当 局に競争・代替関係の考慮を要求する方向の判断を 示している。

例えば、米国産自動車に対する AD 措置 (China - Autos (US)、DS440) の事案で、米国からの輸入車と中国の国産車とではグレード構成やターゲット層が異なっていたにもかかわらず、中国の当局が、両者の平均単価の単純比較に基づき価格が概ね「平行に推移」していたこと等をもって価格効果(国産品価格の押下げ)を認定したことについて、パネルは、価格効果の「説明力」の検討が不十分である等として、中国の32条違反を認定した。例えば、輸入品と国産品のグレード構成の違いを踏まえて価格比較を行うべきであること、また、調査期間中に、輸入品の平均単価が国産品の平均単価を相当程度上回っていた事実は、通常「説明力」を否定する方向の事情として考慮すべきこと等を指摘しており、競争・代替関係を強く意識した判断と評価できる。

また、EU産X線検査機器に対するAD措置のケース(China - X-Ray Equipment、DS425)では、調査対象産品の中に、空港の手荷物検査用の低出力の検査機器と鉄道貨物やトラック用の高出力の検査機器など、市場で競争・代替関係にないモデルが含まれているにもかかわらず、中国の当局が、輸入品と国産品について、モデルを区別することなく単純に平均単価同士を比較して価格効果を認定したという事案について、パネルは、価格の比較可能性が確保されていない点でAD協定3.2条に違反すると判断している。

更に、GOES ケースの履行確認パネル手続 (China

- GOES (21.5)) で、パネル (2015年) は、輸入の量 やシェアが増加している事実や、輸入品と国産品の 価格が概ね平行に推移している事実だけでは、ダン ピング輸入による価格効果の「説明力」として不十 分であり、ダンピング輸入が国産品価格に影響を与え たことのより具体的な証拠が必要であると判断した。

(3) ステンレス鋼管ケースにおける上級委員会の判断

こうした動きと並行して、我が国は、2012年、中国による日本産ステンレス鋼管に対する AD 措置について、当事国として WTO の紛争解決手続に付託し、競争・代替関係の問題を正面から取り上げた(後に EU も当事国として紛争解決手続への付託を行い、手続が統合された。)。

本件で問題となった産品は、石炭火力発電所のボイラの配管に使われる高性能なステンレス特殊鋼管である。我が国は、中国向けに、超々臨界圧(ultra supercritical)ボイラと呼ばれる高効率・高出力の発電所で用いられる高性能モデル(グレードB及びグレードC)を輸出していたが、これに対し、中国の国内生産者は、効率の劣る超臨界圧(supercritical)ボイラ用の普及モデル(グレードA)を主に生産していた。グレードAとグレードBの間には約2倍、グレードAとグレードCの間には約3倍の価格差があり、輸入品と国産品が市場でほとんど競合しないと考えられる事案であった。

ところが、このような事案で、中国の調査当局は、 ①調査期間の一部において、わずかながら存在した 国産高級モデル(グレードBC)について、輸入品 (グレードBC)による価格の下回り(undercutting)が生じていたこと、②調査期間中に国産品の価格が 全体(グレードABC)として低落傾向にあったこと、 ③国内生産者の売上げ(ABC)や税引前利益(ABC)が全体として減少していたこと、を認定した上、① の「下回り」(BC)によって②の価格低下(ABC)がもたらされ、更に③の業績悪化が発生したと判断 し、損害と因果関係を肯定した。

これに対し、我が国は、①輸入品(ほぼ全量がグ

レード BC) による、国産品のうちごく一部を占めるに過ぎない高性能モデル (グレード BC) の価格の「下回り」がどのように普及品 (グレード A) を含む国産品全体 (ABC) の価格に影響したかを説明していない点で価格効果分析として不十分であり、AD 協定 32 条に違反する、②国内産業の業績の検討に際し価格効果が認められないはずの普及品 (グレード A) を含む国産品全体 (ABC) について売上げや利益の減少を問題としている点で、「説明力」の検討に不備があり、34 条に違反する、③これら瑕疵ある分析に基づく損害・因果関係の判断は35条に違反する等と主張した。

2015年2月に公表されたパネル報告書は、結論としては我が国の主張を認め、中国が輸入品と国産品のモデル構成の違いを考慮せずに損害を認定したことは、AD協定3条に違反すると判断した。しかし、パネルは、モデル構成の違いや競争・代替関係の考慮は、専ら35条で判断されるべき問題であり、32条や34条で考慮する必要はないとし、旧来型の二元論に逆戻りするような解釈を示した。そこで、我が国は、先行事案で上級委員会が示した一元論的な方向性の確認すなわち競争・代替関係を考慮するルールの更なる明確化を求め、上訴を行った。

2015年10月に公表された上級委員会報告書は、 我が国の主張を全面的に認め、3.5条のみならず3.2 条及び3.4条との関係でも、モデル構成の違いや競 争・代替関係を踏まえた検討を行う必要があること を明らかにした。

すなわち、上級委員会は、3.2 条におけるダンピング輸入による国内価格への影響(価格効果)の検討のためには、輸入品の価格と国産品の価格との動態的(dynamic)な関係の把握が必要であり、一部モデルで「下回り」が認められるかといった形式的な検討では足りないとした。その上で、本件のように輸入品と国産品とでモデル構成が大幅に異なるケースでは、下回りが生じているとされるモデル(グレードBC)が輸入品と国産品のそれぞれに占める割合や、下回りの持続期間・程度を考慮する必要があるとした。3.4 条の分析についても、ダンピング

輸入と国内産業の状態との具体的な関係性(説明力)を検討すべきとの先例を確認した上で、具体的な考慮要素として、例えば下回りが生じているモデルが輸入品と国産品のそれぞれに占める割合、価格効果(下回り、押下げ又は上昇の抑制)の持続期間や程度の検討が必要になるとした。これらの判断は、32条と34条の両方において、モデル構成の異同、すなわち競争・代替関係を考慮した検討の必要性を明確にするとともに、32条の価格効果分析を踏まえて34条の国内産業の状態への影響を検討すべきことなど、GOESケースで上級委員会が述べた「調査の論理的順序」の具体的内容を示唆する解釈として注目に値する。

更に、上級委員会は、3.5条についても、損害・因果関係の判断においては輸入品と国産品の代替性(substitutability)の有無及び程度の検討が必要であり、またここにいう代替性とは、輸入品(高級品)と国産品(普及品)の物理的な代替可能性ではなく、市場における代替性を指し、高級品と普及品の価格差やこれを踏まえたユーザーの嗜好等を踏まえたものでなければならないと述べた。市場における競合関係の考慮の必要性を明確化するとともに、競争・代替関係は「有無」という定性的な問題ではなく、「程度」という定量的な問題を含むことを確認した点でも重要な判断といえよう。

4. 先例の意義と今後の課題

以上詳しく見たように、AD調査における損害分析については、先例の発展を通じて、規律の強化がなされてきた。こうした流れは、我が国の産業が不当な AD 措置に巻き込まれることを未然に防ぐという意味で、実務上重要な意味を持つとともに、WTO の紛争解決手続が持つルールの明確化機能が発揮された例として、紛争解決手続の意義を改めて確認するものといえよう。また、ステンレス鋼管のケースについては、我が国が、パネル段階でも概ね勝訴したが、ルールの更なる明確化という観点から、上級委員会による踏み込んだ判断を求めて上訴した事例としても注目される。

第6章 | アンチ・ダンピング措置

他方、ステンレス鋼管ケースの上級委員会の判 断については、例えば輸入品と国産品のモデル構成 の違いが本ケースほど明確でない案件にどこまで適 用できるのか、あるいは数量効果についても同様の ルールが適用されるのか等、未だ明らかでない論点 も残っている。今後の課題であり、更なる判断の集 積が望まれる。

鉄鋼業界等における過剰生産能力問題

1. はじめに

近年、世界経済の成長速度が鈍化傾向を示す中、 幾つかの主要産業で、新興国を中心に、経済性を考 慮しない形で生産能力の拡張が進んだ結果、深刻な 過剰供給状態が発生している。これによる市況の低 迷が、収益の悪化を招き、世界各地で通商摩擦を頻 発化させる要因となっている。本コラムでは、過剰 生産能力問題を抱える産業の代表例として、鉄鋼を 取り上げ、その現状と問題点を概観する。

2. 鉄鋼産業の役割

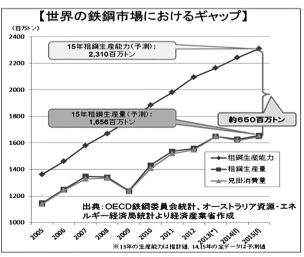
鉄鋼は、多くの産業の基盤となる素材であり、自 動車・家電等の製品や、鉄道や高速道路等の交通イ ンフラ、油田・パイプライン等の資源インフラ、そ して我々が生活する建物の多くにも使用されている。 そのため、各国とも自国における安定供給を志向

しており、日本では今から 100 年以上も前の 1901 年に官営八幡製鐡所が稼働した。他の国々でも、鉄 鋼業は経済の成長・発展とともに拡大しているが、 特に日本では、経済が成熟した後も、技術と経験の 積み重ねにより世界各地の基盤産業・インフラで必 要とされる高品質な鉄鋼を生産している。

3. 鉄鋼の過剰生産能力の状況

世界の鉄鋼需要は、景気後退を受けて2009年に 大幅減となったが、2010年以降回復しつつある。し かし、需要を上回る急激な粗鋼生産能力の増強によ り、世界の鉄鋼市場では、需給ギャップが拡大し、 過剰供給構造となっている。OECDの予測によると、 2015年の全世界の年間見掛消費量 8が約16.5億トン であるのに対して、年間過剰生産能力は約6.5億ト ンとされている(年間粗鋼生産能力は約23億トン)。 (図1参照)

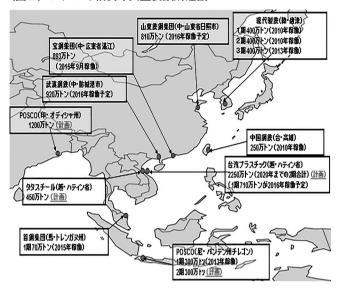
(図1)



⁸ 見掛消費量とは、一般的に、当該国・地域の生産量に輸入量を加えたものから、輸出量を差し引いた値をいう。

今世紀に入り、急速に経済発展を遂げた中国は鉄 鋼の生産量(粗鋼生産量)を大きく伸ばし、韓国も 生産量を急増させた。他のアジア各国でも、多くの 製鉄所建設・拡張が予定されている。(図2参照)

(図2) アジアで相次ぐ大型製鉄所建設

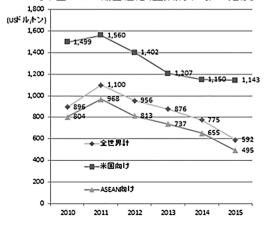


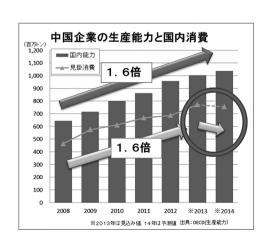
近年の生産能力の推移の例を見ると、中国企業の2014年の粗鋼生産能力は2008年比で約1.6倍との見込みであり、この間のGDP(現地通貨ベース)及び鋼材見掛消費量も約1.6倍にそれぞれ増加した。注目すべきは、直近2014年において、生産能力が前年比3.4%、GDPが同7.3%増加する一方、鋼材見掛消費量が同3.8%減少となった事実である。こうした国内事情により、中国の2014年の輸出量は2013

年比で約1.5 倍に急増(2008 年比では約1.6 倍)している。これに対し中国からの鋼材輸出価格は年々下がっており(代表鋼種である熱延コイルで見ると、2016 年2月には前年同月比で約20%低下)、世界各地でアンチダンピング(AD)措置や、セーフガード(SG)措置等の貿易救済措置を招く要因となっている(図3参照)。

(図3)

【中国からの輸出価格(全鉄鋼平均)の推移】

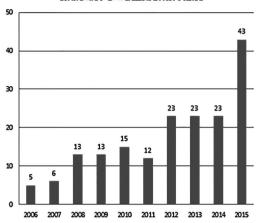




4. 過剰生産の影響(貿易救済措置の発動増加)

需要を超えて生産された鋼材は国内・輸出市場で 安価で取引され、結果的に鉄鋼業界全体の収益性低下に繋がっている。加えて、輸入国には安価な鋼材が大量に流入してくることから、上述のとおり世界 各地で貿易救済措置の発動が増えており、鉄鋼製品を対象とした AD・CVD(相殺関税)調査の開始件数は、2011年の14件から2015年には43件に、SG (図4)

【鉄鋼に関するAD調査開始件数の推移】



(参考)2011年以降(こ調査開始されたAD、SG ※シロ認定以外

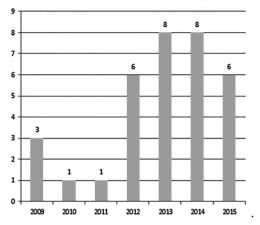
AD記本日	無調本団(つごつ)
AD調査国	被調査国(アジア)
41	中国 7件、台湾 3件
9 1	韓国 2件、越 1件
マレーシア	中国、韓国 4件
	尼 2件、台湾 1件
ハルカシア	中国 4件、韓国、台湾 3件
121407	日本、越、タイ、馬 1件
ベトナム	中国、台湾、尼、馬 1件
インド	中国、韓国 3件、馬 1件
中国	日本 1件
台湾	中国、韓国 1件
	中国 5件、
米国	韓国 4件、台湾3件
	印、日本 2件、 タイ 1件
	韓国 5件
カナダ	中国、印 4件、泰、尼 3件
	台湾、比、越 2件、日本 1件
	中国 6件、韓国 1件
コロンピア	中国 2件
ペルー	中国 1件
ブラジル	中国 7件
2,200	韓国、台湾 3件、 越 1件
	中国、韓国、台湾 6件
豪州	日本、タイ 4件
	馬 3件、尼 2件
	印、越 1件
FU	中国 6件、印 4件
	台湾 2件、韓国、日本 1件
ロシア	中国 3件
トルコ	中国、台湾、馬、越 1件

セーフガード	調査国
インドネシア	5件
インド	2件
タイ	2件
コロンビア	2件
マレーシア	1件
フィリピン	1件
エジプト	1件
ヨルダン	1件
モロッコ	1件
(ま) わっつだっ	_に前的本

注) セーフガード調査 の対象は全地域 注) 2015年2月現在

調査の開始件数は 2011 年の 2 件から 2015 年には 6 件に、それぞれ急増している(図 4 参照)。件数ベースでは、全世界で発動された 2014 年の貿易救済措置のうち、ADで約 25%、CVDで約 40%、SGでは約 17%が鉄鋼関連である。これら措置により、主に高品質な鋼材を輸出する日本企業にとっては輸出コストが増大し、海外日系企業等にとっては鋼材の安定調達に支障をきたしかねない事態となっている。

【鉄鋼に関するSG調査開始件数の推移】



5. 国際ルール上の問題・取組

(1) AD・SG 等の濫用

日本の鉄鋼各社は、現地製品等と競合しない高品 質の鋼材を輸出していることが多いが、そのような 場合でも、安価な過剰生産品の輸入をターゲットと する AD 措置や SG 措置に巻き込まれてしまうこと が少なくない。AD・SG 調査は、一旦開始決定がな されると、それだけでも輸出者には大きな負担とな る(本章(5)経済的視点及び意義参照)。また、そ のような調査において、日本の鉄鋼各社は、これま でも、例えば国内産業への損害認定に関し、日本か らの輸出品が現地製品等と競合していないことなど を理由に、日本からの輸出と国内産業の損害との間 には因果関係が存在しないことなどを、都度主張し てきた。しかしながら、そのような議論は必ずしも 各国調査当局により適切に考慮されていない。こう した議論が認められずに措置が発動されてしまう と、輸出者の事業に大きな制約をもたらすだけでは なく、鉄鋼を使用する需要家等が追加課税コストを 負担せざるを得なくなるという不利益が生じる。

WTO協定上、AD措置・SG措置等は、輸入の増加と国内産業の損害との間に因果関係がなければ発動できないものとされていることから、この因果関係の認定が不十分であるにもかかわらず輸入が損害をもたらしているとしてAD・SG措置等が発動された場合、AD・SG協定等に違反する可能性が高い。

まず、AD措置についての損害及び因果関係の 論点における判断の一つとして、中国による日本 産高性能ステンレス継目無鋼管に対する AD 措置 (DS454/460、第6章参照)が挙げられる。中国当局は、 中国製品のほぼ全てが日本等からの輸入品よりグ レードが低いと認定している。それにもかかわらず、 中国当局は、そうした製品の差異を適切に考慮せず に国内産業の損害及び輸入と損害との間の因果関係 を認定した。この点について、WTO上級委報告書は、 ダンピング輸入による中国の国内産品の価格に対す る影響(AD協定32条、価格効果)を検討する上では、 輸入品の価格と中国の国内産品の価格の動態的関係 性の分析が必要であり、輸入品と国内産品を構成す る具体的なモデルやグレードが異なる場合には、そ うしたモデルやグレードの異同を踏まえた検討を行 うべきと判示し、また、国内産業の状態の検討(AD 協定 3.1 条、3.4 条) についても、単に国内産業の業 績が悪化しているかという判断だけでは足りず、業 績の変動とダンピング輸入の関係性を検討すべきで あり、その際には輸入品と国内産品のグレードの違 いを考慮すべきであると判断した。

また、SG 措置における損害及び因果関係の要件についても、輸入増加以外の事象に起因する国内産業への影響を分離することが求められるとするのが先例である(米国鉄鋼セーフガード(DS248等))。SG 措置については、「事情の予見されなかった発展の結果」であり、かつ関税譲許等 GATT 上の「義務・・・の効果」として、輸入増加及び国内産業の損害が発生したことが必要とされており(GATT19条1項(a)、単に国内産業の業績が悪化し同時に輸入が増加しているというだけで SG 措置が許されるというわけではない

ことに注意する必要がある (近時の判断につきウクライナー乗用車 (DS468) (第8章) 参照)。

(2) 政府支援による過剰能力の維持・拡大に対 する WTO 協定以外の規律

OECD 鉄鋼委員会では、2012 年より過剰生産能 力問題への対応について議論を再開しており、これ まで日本のほか、米国、EU、中南米鉄鋼協会等が 強い関心を示している。世界最大の鉄鋼生産国であ る中国も、自国内での過当競争や環境問題に関連す る課題であるとして、鉄鋼委員会の議論に主体的に 参加している。2014年5月のOECD 閣僚理事会で も本件は取り上げられ、過剰能力問題への対応の必 要性が強調された。これを受けて、同年の OECD 鉄鋼委員会(6月、12月)では、生産能力増強や非 効率設備維持に資する政府補助金、水際措置の濫用、 政府系金融機関の支援等について懸念が示された。 (アジア各国の主なプロジェクトの資金調達源は、 経済産業省委託調査事業報告書(http://www.meti. go.jp/policy/mono info service/mono/iron and steel/downloadfiles/H26asankyou.pdf) 2. 4. 3を参 照。)

こうした議論を踏まえ、OECD は、過剰能力問題に関する報告書を2015年2月にホームページ上で公開した。同報告書では、過剰能力の現状や影響の分析に加えて、その背景として政府による市場への介入が指摘されている。また、各国・地域の製鉄所新設・拡張プロジェクトのリストも掲載されており、今後も政府施策が過剰能力に及ぼす影響の分析、新規投資案件のデータベース維持(資金供給源や政府支援措置を含む)、過剰能力問題に関する政治レベルでの議論等、過剰能力問題の解決に向けて様々な取組を継続する予定とされている。

<OECD の過剰能力問題に関する報告書: "Excess Capacity in the Global Steel Industry and the Implications of New Investment Projects" >

http://www.oecd-ilibrary.org/scienceand-technology/excess-capacity-in-theglobal-steel-industry-and-the-implicationsof-new-investment-projects_5js65x46nxhj-en%3bjsessionid=4cs3r2sgdgq81.x-oecd-live-01

6. おわりに

過剰生産能力の問題は、鉄鋼産業のみならず、造船や化学繊維等でも指摘されており、今後、新興国のさらなる経済発展により、他の産業においても同様の問題が生じる可能性がある。鉄鋼に関する

WTO協定上の取扱いの整理及びOECD等の国際フォーラムにおける議論は、そうした他の産業についても参考になるものである。また、市場メカニズムを適切に機能させて、健全で持続可能な産業発展を促すという観点や自由貿易体制の維持という観点から、本問題は引き続き対外的な産業政策として対処していく必要がある。